琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島情況雑件 第二巻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 財産、請求権の処理問題, 鉱業権, 岩崎与八郎, 九州電力K・K, 奄美大島, 北緯三十度以南, 南西諸島、南方諸島及び南洋群島, 信託統治地域 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43869

(6)

北緯三十度以南の南西諸島に関する法令集

A3.0.0.4

北緯三十度以南の南西諸島に関する法令集

管理局総務課

序言

講和会議を近い将来に控え、北緯三十度以南の南西諸島に対する各般の調査研究をなす必要があるが、従来その管理に関し、日本政府あるいは総司令部から発せられた諸法令、通牒、覚書等を事項別に類別、蒐集して大方の参考に供したい。

なお、この中にはすでに改廃されたものもあるが、日本政府あるいは総司令部の管理政策の推移を察知する意味で、特に不必要と思われるものを除き掲げることとした。

目　録

一、法的地位に関する事項

(1) カイロ宣言　昭和一八・一二・二七　一頁

(2) ポツダム宣言　昭和二〇・七・二六　二〃

(3) 若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書　昭和二一・一・二九　二〃

二、行政に関する事項

(1) 沖縄県関係行政事務内務省措置要領　昭和二〇・七・一五　五〃

(2) 沖縄県行政事務の取扱いに関する内務省通牒　昭和二〇・九・二〇　七〃

(3) 沖縄県事務所規定　一一〃

(4) 沖縄県行政事務に関する九州地方総監から内務大臣宛問答　昭和二〇・一〇・一五　一三〃

(5) 地方自治法施行規定　昭和二一・五・二　一六〃

(6) 沖縄関係義務処理要領　昭和二二・八・七　一六〃

(7) 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令　昭和二二・九・三〇　一八〃

(8) 沖縄県知事の発行した恩給証書の書換に関する手続並びに恩給法臨時特例附則第十七條の規定によるその恩給改定及び請求手続　昭和二二・一・一　二二頁

(9) 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部を改正する政令　昭和二四・一・二一　二九〃

三、渡航に関する事項

(1) 沖縄県人の帰還に関する総司令部覚書　昭和二一・一・二　三〇〃

(2) 琉球人の帰還に関する総司令部覚書　昭和二一・一・五　三一〃

(3) 朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人の登録に関する総司令部覚書　昭和二一・二・一七　三二〃

(4) 日本人及び非日本人の引揚に関する総司令部覚書　昭和二一・五・七　三五〃

(5) 現に日本に居る琉球人の引揚に関する総司令部覚書　昭和二一・七・二四　三六〃

(6) 日本からの集団引揚の終了に関する総司令部覚書　昭和二一・一二・一九　三七〃

(7) 非日本人の引揚に関する総司令部覚書　昭和二二・二・一四　四〇〃

(8) 朝鮮人、琉球人等の送還に関する引揚援護院援護局長から各都道府県知事宛通牒　昭和二一一一七　四一頁

(9) 琉球人の引揚に関する総司令部覚書　昭和二一一一二六　四三〃

(10) 琉球人の引揚終了に関する総司令部覚書　昭和二一一一二三　四三〃

(11) 琉球人の本国送還期限に関する極東軍司令部渉外局長発表　昭和二一一一二七　四五〃

(12) 日本人及び非日本人の引揚に関する総司令部覚書　昭和二四　三　九　四七〃

(13) 同情に値する理由による琉球諸島への旅行に関する第八軍作戦命令　昭和二四　三一四　四八〃

(14) 琉球より日本への旅行に関する総司令部覚書　昭和二四　八一二　五一〃

(15) 同情すべき理由による琉球諸島への旅行　昭和二四一一一　七　五三〃

(16) 日本から琉球へ及び琉球から日本への旅行に関する総司令部覚書　昭和二五　六二七　五六〃

(17) 非日本人の引揚に関する覚書の廃止に関する総司令部覚書　昭和二五一一一　九　五七頁

四、不法出入国制限に関する事項

(1) 旧日本占領地の日本人引揚及び日本よりの非日本人引揚に関する総司令部覚書　昭和二一一　三一六　五九〃

(2) 琉球人の引揚終了に関する総司令部覚書（略）　昭和二三一一二三　〃

(3) 日本への不法入国の抑制に関する総司令部覚書　昭和二四一一一　三　六〇〃

(4) 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時指置令　昭和二五　七一一　六二〃

(5) 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時指置令施行規則　昭和二五　七二一　六五〃

(6) 不法入国者等退去強制手続令（省略）　昭和二六　三二八　〃

五、財産の移動制限に関する事項

(1) 金、銀、証券及び金融証書の輸出入統

制に関する総司令部覚書

(2) 金融取引の統制に関する総司令部覚書　昭和二〇・九・二二　六七頁

(3) 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する件に基く金銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する政令　昭和二〇・一〇・一三　六九〃

(4) 金、銀、有価証券等の輸出入等に関する金融取引の取締に関する大蔵省令　昭和二〇・一〇・一五　七〇〃

(5) 日本入国並びに出国時において携帯を許される個人の財産に関する総司令部覚書　昭和二四・一・一八　七四〃

(6) 「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」抜萃　昭和二四・六・三　一〇一〃

(7) 「外国為替及び外国貿易管理法」抜萃　昭和二四・一・一三　一〇三〃

(8) 輸出貿易管理令　昭和二四・一・一三　一〇八〃

(9) 外国為替及び外国貿易管理法における附属の島に関する命令　昭和二五・一・二八　一一四〃

(10) 日本及び琉球諸島間国際郵便業務に関する総司令部覚書　昭和二五・六・一三　一一四頁

(11) 琉球諸島への一時旅行者の持参金に関する指定　昭和二五・六・二〇　一一六〃

(12) 琉球諸島への永住旅行者の持参金に関する指定　昭和二五・六・二〇　一一七〃

(13) つむぎ等の輸入税を免除する法律　一一七〃

(14) 関税定率法の一部を改正する法律　昭和二六・三・三〇　一二〇〃

(15) 北緯三十度以南の南西諸島の生産に係る物品の原産地証明書に関する政令　昭和二六・四・三〇　一二〇〃

「法的地位に関する事項

(1) カイロ宣言

（日本国に関する英、米、華三国宣言）

一九四三年十一月二十七日

ローズベルト大統領、蔣介石大元帥及びチャーチル総理大臣は各自の軍事顧問及び外交顧問とともに北アフリカにおいて会議を終了したり

左の一般的声明発せられたり

「各軍事使節は日本国に対する将来の軍事行動につき一致せり、三大連合国は海路、陸路及び空路によりその野蛮なる敵国に対し仮借なき圧力を加うるの決意を表明せり右圧力はすでに増大しつつあり

三大連合国は日本国の侵略を制止し且つこれを罰するため今次の戦争をなしつつあるものなり右連合国は自国のためになんらの利得をも欲求するものにあらず右連合国の目的は一九一四年の第一次世界戦争の開始以後において日本国が奪取し又は占領したる太平洋における一切の島嶼を日本より剝奪すること並びに満州、台湾及び澎湖島の如き日本国が中国人より盗取したる一切の地域を中華民国が回復することにあり日本国は又暴力及び貪慾により日本国が略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし前記三大国は朝鮮の人民の奴隷状態に留意しやがて朝鮮を自由且つ独立のものたらしむる決意を有す

右の目的をもつて右三大連合国は連合国中日本と交戦中なる諸国と協調し日本国の無條件降伏をもたらすに必要なる重大且つ長期の行動を続行すべし」

(2) ポツダム宣言

日本国の降伏條件を定めたる宣言

一九四五年七月二十六日ポツダムにおいて発表

（前略）

カイロ宣言の條項は履行せらるべく又日本国の主権は本州、北海道、九州、四国及びわれらの決定する諸小島に局限せらるべし

（後略）

(3) 若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書

連合国最高司令官総司令部

AG〇九一（二十一年一月二十九日）GS、SCAPIN六七七

一九四六年一月二十九日

「日本国外のすべての地域に対し、またその地域内にある政府役人雇用員その他すべての者に対して政治上又は行政上の権力を行使すること及び行使しようと企てることはすべて停止するよう日本政府に指令する

二　日本帝国政府はすでに認可されている船舶の運航、通信、気象関係の常軌の作業を除き当司令部から認可のない限り日本国外の政府の役人、雇用人その他すべての者との間に目的のいかんを問わず通信を行うことは出来ない

三　この指令の目的から日本という場合は次の定義による日本の範囲に含まれる地域とする

日本の四主要島嶼（北海道、本州、四国、九州）と対島諸島（北緯三〇度以北の琉球（南西）諸島（口之島を除く）を含む約一千の隣接小島嶼

四　さらに日本帝国政府の政治上、行政上の管轄権から特に除外せられる地域は次のとおりである。

(a)　一九一四年の世界大戦以来日本が委任統治その他の方法で奪取又は占領した全太平洋諸島

(b)　満州、台湾、澎湖列島

(c)　朝鮮及び(d)樺太

五　この指令にあるすべての定義は特に指定する場合以外今後当司令部から発せられる日本の指令、覚書又は命令に適用せられる

六　この指令中の條項はいずれもポツダム宣言の第八條にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない

七　日本帝国政府は日本国内の政府機関にしてこの指令の定義に上る日本国外の地域に関する機能を有するすべてのものの報告を調製して当司令部に提出することを要するこの報告は関係各機関の機能、組織及び職員の状態を含まなくてはならない

八　右第七項に述べられた機関に関する報告はすべてこれを保存しいつでも当司令部の検閲を受けられるようにしておくことを要する

二 行政に関する事項

(1) 沖縄県関係行政事務内務省措置要領（昭和二十年七月十五日）

財政に関する事項

その一 県に関する事項

(一) 福岡市に設置せられある県事務所において県庁関係の事務を総括せしむること。

(二) 県事務所の職員は出張中の沖縄県庁員中の所要の員数をもつて構成せしむること。

本職員については臨時手当の支給はこれを停止すること。

（爾余の右県庁員は夫々身分の転換を為さしむること。）

(三) 別途措置するまでは差当り沖縄県内政部長は地方官々制第十條により知事代理として沖縄県知事の職権を行うものとすること。

(四) 県会及び県参事会は成立せざる状況に在るをもつてその議決を要する予算等は総て内務大臣の指揮を承け処分せしむること。

(五) 県行政に伴う所要の経費は主として地方分與税財源をもつて充当せしむること。

県に交付すべき地方分與税は右の差当り必要なるもの以外は内務省に留め置くこと。

(六) 国費予算については現に支拂を必要とし且つその可能なるものは地方官官制第十條により差当り沖縄県知事の職権を代理する沖縄県内政部長を支出官とし之に令達するとともにその他は内務省に留め置くこと。

(七) 事実上送金又は支拂の不可能なる現地職員の俸給等については便宜現地軍より立替支拂を受くることとすること。

その二 市町村に関する事項

(一) 各市役所及び町村役場の事務取扱所を福岡市に設置せしむること。

(二) 各市役所及び町村役場の事務取扱所の職員は偶々出張中の市町村吏員をもつて構成せしむること。

(三) 適当なるものをして沖縄県の所要の市町村長臨時代理者たらしむること。

(四) 市役所及び町村役場の事務取扱所においては主として戸籍に関する事務、兵事に関する事務、引揚、市町村民の保護指導等に関する斡旋及び協力に関する事務等を処理せしむること。

(2) 沖縄県行政事務の取扱いに関する内務省通牒

内務省地発第一六六号

昭和二十年九月二十日

九州地方総監殿

沖縄県行政事務の取扱に関する件

沖縄関係行政事務の措置方針に関してはさきに通牒致置候処事務処理の迅速適確を期し且つその徹底を図るため今後貴総監府において右行政事務の処理及び引揚民の保護等に付積極的に関與相成様致度之が為貴総監副参事官をして沖縄県内政部長を兼務せしめることと相成候に付ては右御諒知の上万遺憾なきを期せられ度此段依命及び通牒候

追つて既設沖縄県事務所は総監府内に之を移設せしむる様御配意相成度申添候

沖縄県に対する行政等措置に関する件

連合軍占領下に於ける沖縄県の状況に付ては知悉することを得さるも当時沖縄県庁に在勤中なりし職員も全員玉砕せるものの如くその後に於ける行政等は占領軍に依つて処理せられたるものと認められる而して今次の終戦に伴い沖縄県に対する行政等の措置に付ては根本的には将来の外交交渉に俟ちて決する外なきも差当り引揚中の多数の沖縄県人に対する行政並びにその保護指導の必要もあるをもつて一応当分の間左記に依り措置するものとす。

記

第一 一般行政に関する事項

其の一、県に関する事項

(一) 九州地方総監府に沖縄に関する事務を処理する臨時沖縄県事務所を設け県庁関係の事務を総括せしむ。

(二) 沖縄県に関する事務は実質的には九州地方総監府をして行はしむ。

(三) 九州地方総監府の副参事官をして沖縄県内政部長を兼務せしめ地方官官制第十條に依り形式上沖縄県知事に関する事務を代理処理せしむ。

(四) さきに福岡市に設置せる沖縄県事務所はその儘九州地方総監府に移す。

(五) 県会及び参事会は成立せざる状況に在るをもつてその議決を要する豫算等は総て内務大臣の指揮を受け処分せしむ。

(六) 県の行政に伴う所要経費は主として地方分與税財源をもつて充当せしめ、その交付額は差当り必要なるものに止む。

(七) 国費豫算に付ては現に支拂を要し且その可能なるものは地方官官制第十條に依り沖縄県知事の職務を代理する沖縄県内政部長を支出官として令達しその他は内務省に留め置くものとす。

(八) 事実上支拂不可能なる現地職員の俸給等に付ては外務省を通じ占領軍と折衝の上別途措置するものとす。

其の二、市町村に関する事項

(イ)各市役所及び町村役場の事務取扱所を福岡市に設置せしむ。

(ロ)市役所及び町村役場の事務取扱所の職員は占領軍上陸以前個々出張中なりし市町村吏員をもつて構成せしむ。

(ハ)適当なるものをして沖縄県の所要の市町村の市町村長臨時代理者たらしむ。

(ニ)市役所及び町村役場の事務取扱所においては主として戸籍に関する事務、引揚市町村民の保護指導等に関する事務、兵事に関する事務を処理せしむ。

(ホ)市町村会及び参事会は成立せざる状況にあるをもつてその議決を要する豫算等は沖縄県知事の指導を受け処分せしむ。

(ヘ)各市役所及び町村役場の事務取扱所に於ける会計整理は便宜郡覇市に於て取纒め収支せしむ。

(ト)市町村行政に伴う所要経費は主として地方分與税財源郡覇市分を当てもつて充当せしむ市町村に交付すべき地方分與税は右の差当り必要なるもの以外は内務省に留め置くこと。

(チ)便宜町村吏員恩給組合に関する事務は郡覇市役所に於て処理せしむると共にその所要経費は郡覇市より立替支弁せしむ。

第七、引揚民の保護指導等の措置に関する事項

(イ)引揚民の保護指導に付てはその受入県に於て之を担当実施せしむ。

(ロ)引揚民の生活確保の途を講ずる為速かに授産復職の方途を講ず。

(ハ)可成現に引揚中の県に本籍を移籍せしむる様指導す。

(ニ)授職授産は当該引揚県の実情に依り異なるべきも可及的に集団的に之を行わしむ。

(ホ)引揚民をして可成速かに引揚地の風習に同化する様指導せしむ。

(ヘ)冬季を控へ生活様式を異にする引揚民に越冬準備に付ては速かに之が対策を講ずるものとす。

(ト)引揚民の保護指導に関しては報国沖縄協会を活用し要すればその活動に必要なる経費を国庫より補助するものとす。

(3)沖縄県事務所規定

第一條　沖縄県の行政事務を処理するため事務所を福岡、東京、大阪、熊本、大分、宮崎、鹿児島に置く

第二條　事務所に事務所長を置く

第三條　福岡事務所は県庁の代行機関として九州地方行政事務局内にこれを置き左の事項を掌る

一、官印及び所印の管守に関する事項

二、職員の進退賞罰並身上に関する事項

三、市町村事務取扱所の指揮監督に関する事項

四、歳入歳出予算決算及び出納に関する事項

五、引揚者、復員者、徴用解除者及び外地引揚県人の補導及び援護に関する事項

六、各事務所の統轄に関する事項

七、その他行政上必要なる事項

第四條　各事務所長は県知事代理官の指揮監督を承け所務を掌理す

第五條　所員は上司の指揮を承け所務に従事す

第六條　所長事故あるときは上席職員その事務を代理す

第七條　所長は左記各号の事項に付稟申すべし

一、所長の管外出張に関する事項

一、所員の進退賞罰に関する事項

一、事業の計画に関する事項

一、その他重要と認むる事項

第八條　所長は左記各号の事項については遅滞なく報告すべし

一、所員の毎月の勤怠状況に関する事項

一、前渡金の収支に関する事項

一、部長名をもつて任免嘱託せる者に関する事項

一、その他必要なる事項

第九條　所長は所名又は職名をもつて文書の照復をなすことを得

(4)沖縄県行政事務に関する九州地方総監から内務大臣宛回答

二〇総官第二五四号
昭和二十年十月十五日
九州地方総監府
総監　戸塚九一郎

内務大臣　堀切善次郎

標記の件に関し沖縄県行政事務取扱に関する件

沖縄県事務所開設以来関係官吏に対する指揮監督等の措置を講じ来たりたるも従来の方針にて福岡市に沖縄県事務所開設以来関係官吏に対する指揮監督等の措置を講じ来たりたるも従来の方針にては曩に福岡市に沖縄県事務所開設以来関係官吏に対する指揮監督等の措置を講じ来たりたるも従来の方針にては曩に福岡市に沖縄県事務所開設以来関係官吏に対する指揮監督等の措置を講じ来たりたるも従来の方針にては曩に福岡市に沖縄県事務所開設以来関係官吏に対する指揮監督等の措置を講じ来たりたるも従来の方針にて

は当府としては其の十全を期し難く遺憾に有之候処去月二十日付通牒に接し爾来新任副参事官等をして極力施策の妥当適切を期せしめつゝあるが就中引揚民の保護指導に関しては地元県と協力し目下冬季を目前に迎ゆる折柄直ちに実施を要するものは之を急速実施に移すと共に逐次実施を要する事案に付いても引揚中の沖縄県人有力者等と相図り其の実効を期す可く目下夫々努力中に有之候

引揚民の保護指導等の措置に付ては通牒御指示の通り受入県に於て之を担当実施せしむ可く関係各県に夫々通牒すると共に副参事官を各県に派遣し地元県と協議の上現地即応の対策を樹てつゝ有之候も何分言語風俗、生活様式等を異にする県民にして之が施

策の完遂には相当困難性あるに加えて引揚民受入以後関係各県は其の県自体に於て夫々甚大なる戦災を蒙るに至り自県対策のみにても容易の事業に非ず斯くては到底他県民の指導保護の万全を期する能わざる窮境に立ち到り候

揚て、加えて終戦後に至りて受入各県農村等に於ては夫々多数の復員軍人徴用解除者等の帰郷を迎えるに及び従来好意的に引揚民に充当し来れる家屋土地その他諸般の衣食住問題に付ても新しく各種不測困難なる事案を招来するに至れり為に引揚民は層一層悲惨なる境遇に陥りつゝあるもの最近著しく増加の趨勢に有之し

かのみならず終戦に伴う沖縄県復員軍人徴用解除者等にして路頭に迷うもの相次ぐに到り大戦の痛烈なる犠牲を蒙り郷土を失いたる在本土沖縄県民の悲惨なる実相は正視に堪えざるものある次第に有之右に鑑み引揚民の保護指導等の措置に付いては原則として地元県民にて施策を為すの外県民唯一の所謂頼り機関たる臨時沖縄県事務所九州各県事務所等の機構を拡充整備する等左記事項の夫々急速なる実施を企図するの要を痛感せられ候に付専ら之に全力を注ぎ諸般の対策上万遺憾なきを期すべく候条所要予算措置並び関係各省等に対する折衝等に付ては夫々可然御高配被下度此段

情及び報告候也

記

一、府に新設の臨時沖縄県事務所及び全九州四県所在各県事務所に就農授産授職医療風俗同化等に要する指導員及び県民有志等を

以てする参與を新設する等之の機構を充実強化す。

二 前項の就農授産授職等は関係各省等の積極的助成援助に依り引揚民の技能経験等を基礎として当分事務所指導の下に地元県を通じ之を為さしむ。

三 九州引揚戦災者復員軍人及び徴用解除者中の失業者の特殊性に鑑み国庫助成一般寄附金等を以てする財源団体（仮称沖縄県特別戦災者援護会）に設置し地元県を通じ指導保護を図る。

四 時宜に応じ臨時沖縄県事務所を中心として連合軍占領下にある沖縄県を実地調査せしめ懸案事項を解決せしめ又将来対策の一資たらしむ。

(5) 地方自治法施行規程（昭和二十二年五月三日政令第一九号）

第七十六条 第十章補則 沖縄県に関しては当分の間地方自治法第百五十二条第一項の規定にかかわらず福岡県の総務部長が沖縄県知事の職務を代理する。

（附則）この政令は公布の日からこれを施行する。

(6) 沖縄関係残務処理要綱（昭二三、九、七、閣議決定事項）

一 沖縄県事務所はこれを廃止し残務事務は左の如く関係各省において処理する。

(一) 戸籍事務は戸籍法の特例を設け法務庁管下の官署において取扱うこととする。

(二) 恩給事務は恩給法を改正し恩給局においてこれを処理する。従来の公有財産はその処理の総局的決定に至るまでこれを政府の管理に移し外務省がその任に当る。

(三) 給与諸証明その他の事務は外務省において一括処理する。

(四) 右処理に伴つて次のような法令上及び予算上の措置を講ずる。

(一) 地方自治法施行規程を改正し第七十六條を削る。

(二) 戸籍法の特例を設ける法規及び恩給法の改正法規の制はお件処理の特殊性に鑑み連合国最高司令部の指示に基きポツダム政令をもつてこれを規定する。

(三) 法務庁及び外務省の官制で改正し定員を増加する。

(四)所要経費は関係各庁において夫々予備費をもつて支弁する。なお六月以降の沖縄県事務所の経費及び廃止に伴う整理費は総理庁官房自治課において従前の例により措置する。

備考

(一)本件は十月一日より実施する。

(二)本件決定に伴い昭和二十三年七月九日の閣議決定は廃止せられたものとする。

理由

沖縄県事務所を廃止するとともに沖縄県事務を関係各省に移管する必要があるからである。

第七十六条沖縄県に関しては当分の間地方自治法第五十二条第一項の規定にかかわらず福岡県の総務部長が沖縄県知事の職務を代理する。

(7)

沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十三年九月三十日

内閣総理大臣　芦田　均

政令第三百六号

沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令

内閣はポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、ここに沖縄関係事務整理に戸籍、恩給等の特別措置に関する政令を制定する。

（戸籍及び寄留事務）

第一条　沖縄に本籍を有する者の戸籍及び寄留事務で、本籍地の市町村長の管掌すべきものは、他の法令の規定にかかわらず福岡司法事務局に勤務する法務庁事務官で、法務総裁の指定する者が管掌する。

2　法務総裁は、前項の事務のため、福岡市に福岡司法事務局の出張所を置くことが出来る。

3　第一項の事務に関しては、市町村長の戸籍及び寄留事務の処理に関する他の法令の規定は、同項の規定により指定された法務庁事務官に、市役所又は町村役場に関する他の法令の規定は

前項の出張所に準用する。

4 第一項の事務は福岡司法事務局長が監督する。

5 第一項の事務につき、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）及び寄留手続令（大正三年勅令第二百二十六号）の規定によつて納める手数料は国の収入とする。

第二條　都道府県の負担すべき恩給で沖縄に係るものは恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十六條の規定にかかわらず国庫が負担する。

2 都道府県知事の裁定すべき恩給で沖縄県に係るものは恩給法第十二條の規定にかかわらず、総理庁恩給局長が裁定する。

附則

この政令は昭和二十三年十月一日から施行する

内閣総理大臣　芦田　均
法務総裁　鈴木義男

地方自治法施行規程を改正する政令

御名御璽

昭和二十三年九月三十日

内閣総理大臣　芦田　均

政令第三百七号

地方自治法施行規程の一部を改正する政令

内閣は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第二十一條の規程の一部を改正する政令を制定する。

地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第七十六條　削除

附則

この政令は昭和二十三年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　芦田　均

庁令

法務庁令第六十四号

沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和二十三年政令第三百六号）第二条第二項の規定に基き、福岡司法事務局の出張所として沖縄関係戸籍事務所を置く

附則

この命令は昭和二十三年十月一日から施行する。

昭和二十三年九月三十日

法務総裁　鈴木義男

総理庁令第七十二号

(8) 沖縄県知事の発行した恩給証書の書換に関する手続並びに恩給法臨時特例附則第十七条の規定によるその恩給の改定及び請求手続

昭和二十三年十二月一日

第一条　沖縄県知事の発行した恩給証書により恩給を受ける者は、外務大臣を経由して、左の書類を総理庁恩給局長に差し出すことを要する。

一、恩給受給届（別記第一号様式）

二、公務員又は公務員に準ずる者の在職中の履歴書

三、恩給証書

四、公務員又は公務員に準ずる者として恩給を受ける者は戸籍抄本（これに準ずるものを含む）、これらの者の遺族として恩給を受ける者は戸籍謄本

第二条　総理庁恩給局長は、前条の書類について調査の上、恩給証書を差し出すことを要する。

恩給証書を差し出すことの困難な事情にある者は、その事情を詳記した書類を差し出すことを要する。

第三条　総理庁恩給局長は、前条の規定により書き換えた恩給証書を交付する際、支給に関して必要な事項を東京貯金支局長に通知する。

法臨時特例（昭和二十三年法律第百九十号）附則第十七条の規定を適用して計算した改定年額及び従前の恩給年額を表示した恩給証書を発行し、これを権利者に交付する。

第四條　第一條の規定の適用を受けるべき者であつて恩給法臨時特例附則第二十一條但書の規定により同法第七條第一項又は第八條第二項の規定による加給について改定の請求をしようとする者は、第一條の規定によるの外、改定請求書（別記第二号様式又は第三号様式）に左の書類を添付して、これを総理庁恩給局長に差し出すことを要する。

一、加給の原因となる者の戸籍謄本

二、加給の原因となる者が恩給を受ける者により生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明瞭にできる申立書（別記第四号様式又は第五号様式）

第五條　この命令に別段の定のない事項については、恩給々與規則（大正十二年勅令第三百六十九号）を準用する。

附則

この命令は、公布の日から施行する。

（別記）

第一号様式

恩給受給届

一、恩給証書記号番号

一、恩給年額

一、受給者肩書氏名

一、今後支給を受けようとする郵便局

右の通り届け出る。

年　月　日

本籍地

現住所

受給者　氏　名　㊞

総理庁恩給局長　殿

第二号様式

増加恩給年額改定請求書
傷病年金

一、恩給証書記号番号
一、証書の日付
一、恩給年額

恩給法臨時特例附則第十七條の規定によつて前記恩給年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年　月　日

本籍地
現住所　　請求者　氏　　名　㊞

総理庁恩給局長　殿
支給郵便局〇〇郵便局

第三号様式

扶助料年額改定請求書

一、扶助料証書記号番号
一、証書の日付
一、扶助料年額

恩給法臨時特例附則第十七條の規定によつて前記扶助料年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年　月　日

本籍地
現住所　　請求者　氏　　名　㊞

総理庁恩給局長　殿
支給郵便局〇〇郵便局

第四号様式

増加恩給の原因となる者の生計関係申立書
傷病年金の加給の原因となる者の生計関係申立書

加俸の原因と増加恩給又は傷病年金受給者との続柄
なる者の氏名

生計関係

右の通り申し立てる。

年　月　日

受給者　氏　　名㊞

第五号様式

扶助料の加給の原因となる遺族の生計関係申立書

加給の原因となる遺族の氏名
公務員又は公務員に準ずる者との続柄

右の通り申し立てる。

年　月　日

扶助料受給者　氏　　名㊞

(9)政令第三百九十六号（昭和二十四年十二月二十一日）

沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令

内閣はポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基きこの政令を制定する。

沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和二十三年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「沖縄」の下に又は北緯三十度以南北緯二十七度以北の南西諸島（口之島及び與論島を含む）」を加える。

附則

この政令は昭和二十五年一月一日から施行する。

内閣総理大臣　吉田茂

法務総裁　殖田俊吉

三渡航に関する事項

(1)沖縄県人の帰還に関する覚書

連合軍最高司令部

A三七〇〇五（一一四六）C

昭和二十一年一月二日

一A、本司令部あて覚書一九四五年十二月八日付CO九七一（五一）「沖縄県人に関する申請」

B、本司令部発覚書一九四五年十二月八日付AG四四（十二月八日一九四五）G「救済及厚生計画」

C、本司令部発覚書一九四五年九月二十二日付AG一三〇（九月二十二日一九四五）ESS「金融取引の統制」

に関し左の通り指令す。

二右一A及び本司令部の受領せる同種の他の内容は適当なる食糧、住居及び衣服の欠乏を示し居る沖縄県人の生活は総体的に最低限度以下にして来るべき数カ月間に多数の死者を予想せらる。

三日本帝国政府は沖縄県人に対し左の通り通告すべし。

A、現在沖縄本島は軍事上の必要により帰還に関し閉鎖せらる。

B、沖縄人の沖縄本島帰還の可能性については猶研究中なること。

沖縄人の沖縄向け調査団派遣の要請は目下の処許可せられ得ざること（前掲一A参照）

C、前掲一Aの申請において沖縄の要請還金は禁止せられ居ること。

四、日本帝国政府は前掲一Bの規定に従い困窮しある沖縄引揚民に対し遅滞なく食料、住居、医療、寝具及び被服を給与すべし。

五、本覚書の内容は関係米軍官憲に通達せられたり。

(2) 琉球人の帰還に関する覚書

AG三七〇・〇五（五Jan四六）GO SCAPIN五五八

昭和二十一年一月五日

一、一九四五年十二月二十六日付本司令部あてC・L・O一三七一（五・一）「琉球人帰還の件」に関し

二、現在日本に在る琉球人にして琉球諸島の家郷に希望するものは沖縄を除き遅滞なくその家郷に帰還せしむべし

三、これ等の帰還に関しては左記による

省略

四、琉球人の送還は左記の如く計画せらる

省略

五、日本政府は

イ、前記第三項により船舶の運航を考慮の上琉球人を目的地別に取まとめ鹿児島及浦賀に集結せしむべし

ロ、鹿児島における乗船並びに目的地に向う各集団の輸送に必要なる細部につき船舶運営会と協議すべし

ハ、前記第三項による浦賀よりの琉球人の帰還に附随する細部事項につき第八軍付厚生省代表者を通じ第八軍司令部と協議

すべし

（注）本指令に琉球人と称するは北緯三〇度以南の鹿児島県諸島をも含むるものの如し、従つて四の(ロ)(ハ)は左の如き意味なり

(一) すべての宮古、石垣島に向う者及び九州内にある奄美徳之島に向うものは鹿児島より

(二) 九州以外にありて奄美徳之島に向う者は浦賀より

(3) 朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人の登録に関する覚書

運合国最高司令官総司令部

AGO五三（四六、二、一七）

APO五〇〇

（SCAPIN七四六）

昭和二十一年二月十七日

一、日本帝国政府は、日本に居住するすべての朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人を昭和二十一年三月十八日までに登録しなければならない。

二、登録は、次のことを含むことを要する。

い、氏名

ろ、年令

は、性別

に、本国における住所

ほ、日本における住所

へ、職業

と、引揚についての希望の有無、その本国における行先地

三、引揚を希望しないと登録したものは、引揚の特典を失う。

四、登録の通知を受けて指定時に又はそれ以前に登録を怠るものは、引揚を希望しないとみなされて、引揚の特典を失う。

五、日本帝国政府は登録が完了したならば、次の情報を当総司令部に報告することを要する。

イ、日本に居住する朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人の総数

ロ、引揚希望者の各国別の員数

は、引揚希望の朝鮮人総数は更に次の項目に分けることを要する。

(1) 略

(2) 引揚希望の琉球人総数は、更に各引揚先の島に分けてその総数を示すことを要する。

六、日本帝国政府は、登録に先だつて及び登録の際に重ねて次のことを朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人に対して通告することを要する。

イ、この登録は、彼らの引揚に対する希望の有無を決定するために行われること。

ロ、登録を怠ることは引揚の特典を失う理由となること。

は、引揚を希望する旨登録する者は日本政府の発する指示に従つて引揚を行わなければならず、さもないと、引揚の特典を失うこと。

に、日本に残留することを希望する旨登録する者は、引揚の特典を失うこと。

最高司令官に代つて

高級副官

副官部付代将　ビー・エム・フィッチ

(4) 日本人及び非日本人の引揚に関する覚書

連合国最高司令官総司令部

AG三七〇、〇五（二十一年五月七日）AG APO五〇〇

（SCAPIN九二七）昭和二十一年五月七日

件名　日本人及び非日本人の引揚

一、この覚書は次の引揚を規律する基本的指令である。

　い、次の者の軍管理下にある地域からの日本人

　合衆国太平洋陸軍部隊最高司令官

　太平洋地域最高司令官

　中華民国陸軍大元帥

　南西アジア連合国軍最高司令官

　オーストラリヤ軍最高司令官

　ソ連極東軍最高司令官（適当な協定が成立した場合）

　ろ、以前に中国、台湾、朝鮮及び琉球諸島の住民であつて日本に移動させられたもの

二、略

三、略

四、略

最高司令官に代つて

高級副官

副官部付代将　ビー・エム・フィッチ

(5) 現に日本に居る琉球人の引揚に関する覚書

連合国最高司令官総司令部

AG〇一四、三三（二十一年七月二十四日）GC APO五〇〇

（SCAPIN一〇八一）昭和二十一年七月二十四日

件名　現在日本に居る琉球人の引揚

一、参照、連合国最高司令官よりのAG三七〇、〇五（二一、五、七）GC（SCAPIN九二七）昭和二十一年五月七日付件名「引揚」（修正されたるもの）

二、右の参照覚書に含まれる指示の中本覚書と抵触するものはすべて廃棄される。

三、左記の計画は現在日本に居る琉球人で琉球諸島への帰属を希望する者の引揚を規制するものである。

四、日本人乗組船舶は日本の鹿児島、呉、名古屋及び佐世保の諸港と沖縄宮古、石垣及び奄美大島の諸島との間を折返し航海するよう配船されつつある。

　い、奄美、土喝喇列島、徳之島、與論及び沖縄永良部向引揚者は奄美大島の古仁屋へ引揚げしめる。

　ろ、沖縄、沖縄群島、慶良間列島及び南大東向け引揚者は沖縄のカツチン湾へ引揚げしめる。

　は、宮古列島向け引揚者は宮古へ引揚げしめる。

　に、八重山列島向け引揚者は石垣へ引揚げしめる。

　ほ、上記四のい、ろ、は、及びに、に記載の琉球人は毎週左記の割

合で次の港から送出される。

略

三、日本帝国政府は

い、引揚者に対して引揚船に乗船前六日間の検疫を実施せよ。

ろ、然るべき季節の間にコレラ注射を二本と、乗船前に各引揚者に対して天然痘のワクチン注射一本とを施行せよ。

は、上記四のほ、に規定した送出率で確実に引揚げ得る為に充分な数の琉球人を然るべき受入事務所に待期せしめよ。

に、上記四に規定したように琉球人引揚者を送還せよ。

ほ、琉球人の引揚に従事する船舶には夫々一名の医師と二名の看護人とを配乗せしめよ。

船内検疫対象疾病患者がある場合にはその旨を琉球入港地の米国責任機関に到着後直ちに通報するよう船長に要求せよ。

船長は可能ならば伝染病患者のない旨をも報告せよ。

へ、引揚の期間中家族の集団を完全に維持せよ。

と、以下略

最高司令官代理
高級副官大佐　ジョン・ビー・クーリー代理
アール・ワイ・ハーシイ

(6) 日本からの集団引揚の終了に関する覚書

連合国最高司令官総司令部

AG〇一四、三三（二十一年十二月十九日）GC　APO五〇〇（SCAPIN一四一四）　昭和二十一年十二月十九日

件名　日本からの集団引揚の終了

一、参照文書

い、昭和二十一年五月七日付引揚に関する日本帝国政府あて覚書（SCAPIN九二七）

ろ、昭和二十一年七月二十四日付現に日本にいる琉球人の引揚に関する修正日本帝国政府あて覚書（SCAPIN一〇八二）

は、昭和二十一年十月十六日付朝鮮への引揚に関する日本帝国政府あて覚書（SCAPIN一二七三）

に、昭和二十一年十二月十六日付朝鮮への引揚に関する日本帝国政府あて覚書（SCAPIN一四〇七）

二、前記一は参照覚書の規定に基く北緯三十八度以南の朝鮮各地への日本からの朝鮮人集団引揚は昭和二十一年十二月十五日に完了した。

三、前記一ろ参照覚書の規定に基く北緯三十度以南琉球諸島各地への日本からの琉球人集団引揚完了期日は、昭和二十一年十二月二十六日と公表されている。

四、日本帝国政府は次のことをすることを要する。

い、略

ろ、(1) 昭和二十一年十二月二十二日までに前記一ろ、の規定に基いて引揚の資格を有する琉球諸島への引揚者を名古屋、

(2) 呉、鹿兒島及び佐世保所在の收容所に收容処理すること。すべての資格ある引揚琉球人を遅くも昭和二十一年十二月二十八日までに連合国最高司令官が提供する船舶によつて名古屋、呉、鹿兒島及び佐世保收容所から送り出すこと。

最高司令官に代つて
高級副官
副官部付大佐　ジョン・ビイ・クーリイ

(7) 非日本人の引揚に関する覚書
連合国最高司令官総司令部
AGO一四・三三（二十二年二月十四日）GA　APO五〇〇
（SCAPIN一五二七）　昭和二十二年二月十四日
件名　非日本人の引揚

一、昭和二十一年五月七日付日本帝国政府あて修正覚書、AG三七〇・〇五（二十一年五月七日）GC（SCAPIN九二七）件名「引揚」参照。

一、まだ日本にいる非日本人で引揚の資格があり且つ引揚を希望する者の引揚を完了するため、また日本を経由して引揚げつつある非日本人の乗継ぎ輸送を果すため次の諸手続が遵守されねばならない。

い、現在日本に在つて且つ引揚の資格のある琉球人、中国人、台湾人及び北緯三十八度以南の朝鮮に帰国する朝鮮人は、佐世保收容所に集合の上乗船処置を実施し、航海に関する指示があるまで、佐世保引揚援護局にとめておくこと。

ろ、乗継ぎ輸送のため日本に到着する引揚者は、佐世保援護局に受入れ保護を加え集合させた上乗船処置を実施、乗継航海の手配が出来るまで佐世保援護局にとめておくこと。

は、引揚者は指定に従つて乗船せしめること。

三、出国引揚者は、しばしば小群団をなしているであろうことにかんがみ、引揚業務に正当に割当てられた以外の船舶を利用する必要があるであろう。このような場合には、日本帝国政府は定

期引揚船舶について規定されているのと同様に出国引揚者を乗船させる船舶を準備しなければならない。

四 引揚船以外の船舶によつて引揚者を帰還させるべき通告を受けたときは、日本帝国政府は次の通り処理しなければならない。

い、前記の指示に従つて船を準備すること。

ろ、佐世保援護局から船の出帆予定港に引揚者を移動させること。

と、この際引揚者の出発港における滞留を最小限とするよう移動を調整すること。

は、引揚者の受入、船内における引揚者の保護及び下船港における関係当局への引揚者の引渡に関して従うべき手続について船長に指示を與えること。

五 引揚琉球人は船舶の都合つき次第退去させることとし、次の員数を越えてはならない。

い、各船沖縄向三百名、奄美大島向二百名

ろ、一週間につき船一隻

最高司令官に代つて

高級副官

副官部付大佐ジョン・ビー・クーリーに代つてアール・デ・ハーゼイ

(8) 朝鮮人琉球人等の送還に関する引揚援護院援護局長通牒

引揚援護院発業第八三九一号

昭和二十二年十二月十七日

都道府県知事殿

朝鮮人琉球人等の送還に関する件

標記については嘗つて計画送還当時病気等の理由によつて帰還することの出来なかつた特殊事情者に対してのみ個人的に審査して各都道府県知事の発行する帰還証明書により送還中であつたところ朝鮮人については去る九月三日連合軍総司令部の指示により一時停止したのであるが、今般更に総司令部から指示があつて爾今朝鮮人は左記該当者に限り送還を許可せられることになつたから御承知の上その様御配慮煩わしたい。

なお琉球人特殊事情者の送還は本年十二月をもつて一応終了となつていたのであるが、なお万已むを得ない事情を有する者もあり且つ外地より引揚げて来る者の送還とも併せ考慮せられるから今後ともこれ等の者の送還を継続致したいからその点御諒承の上御配意願いたい。

記

一、不法入国者

二、軍事裁判等に依り強制送還を命ぜられた者

三、帰還に関し連合軍最高司令部より正式の許可を得た者

右第三によつて帰還を許可せられた者は一人当り五〇〇ポンドの身廻品の携行を許される。但しその運賃及び旅費は本人の負担である。

身右ニ付テハ　御今りな　ら今一ことすす
る廻船帰軍不　配後且つな御朝時ろ各る標
。品三還事法　意とつてお承鮮停朝都と記
の に に裁入　願も外い琉知入止鮮道と に　都
濤よ隔判国　いと地た球のはし人府のつ朝道
行つし等者記たれよの人上左たに県出い鮮府
をて連に　い等りで侍そ記のつ知米て人県
計帰合依　。の引ゐ然の敵でい事なは琉知
さ還事り　者場る事様当ゐてのゆ管球事
れを最強　のげが情御者るは発つつ人
る訴高制　送て、者配に が去行たて等殿
。可司送　還米なの感限、るす特計の
但せ令還　をるゆ送煩り今九る條画送
し ら部を　繊者万還わ送般月帰事送還
それよ命　観の已はし還更三還情還に
のたりせ　致送ひ本たを に日証者当関　引
運者正ら　し還を年い許繊連明に時す　場
賃は式れ　たと得十。可司合書対朔る　鍛
及一のた　いもな二　せ令算にし気件　護
び人許者　か併い月　ら部繊よて等　院
旅当可　ちせ事を　れか司りのの　鍛
費りを　そ考情も　るら令送み田　護
は五徒　の感をつ　と指部還個由　局
本〇た　点せ有て　と示の中人に　長
人〇者　御らす一　に か指で的よ
のボ　諌れる応　なゐ示ゐにつ
賃ン　承る者終　つつ に つ兼て
担ド　のかも了　たてよた至帰
での　上らゐと　か爾りとし還

一　A　SG　頭(10)　C　O　金琉　件A一国球　会P四最人　I　、面の　琉N三司引　球一。三令湯　人九ノ官終　の五二総了　引〇十司に　湯ノ三令関　終　年部す　了　十　る　昭月　覚　和六　書　二日　十一ノ　三G　年A　十　二A　月P　二〇　十五　三〇　日〇

二　三　返商連　SG　頭(9)　れ　の　記と球し船合　C　合琉　な帰とが人往管国件A　O国球　い還の証は復聯最名P一最人　旨は様明　・し局面　I　四高の　最通運定を照て、司琉N　・司引　高高告令に れ和いS令球一三令湯　副級司十国従な二るO官人八三官に　官副令る最つい十。A総の六ノ総関　引〇十司に　官官官な高て限年　J司引四二司す　湯ノ三令関　付　に め司引り九　A令湯ノ十令る　終　年部す　大　代必令湯琉月　P部　三部覚　了　十　佐　つ要官の球二　ノの　年　昭二　て な か資ヘ日　の得　昭二　アイ　措ら格の以　船を　和月　ル・エム・リーシアイ　賃そを原前　船情　二二　が の持行琉　軌を報　三十十　軌都つは球　使に　三六　ら度琉許で　用上　年日　れ許球可善　しる　二ノ　る司人き意　てと　月G　とにに れで　日、　二A　と得対な居　本琉　十　そなしい住　球人　六A　希いて。し　間は　日P　望限は　て　を日　すり日　いた　繰0　る。許本　五　〇〇

一、昭和二十一年五月七日付日本政府宛修正覚書（AG三七〇〇五（二十一年五月七日）GC（SCAPIN九二七））及び昭和二十二年二月十四日付日本政府宛覚書（AG〇一四、三三（二十二年二月十四日）GA（SCAPIN一五二七））参照。

二、昭和二十四年三月十五日をもつて連合国最高司令官の琉球人送還の計画は終了する。琉球諸島への帰還申請書は、昭和二十四年三月十四日二十四時以後は受付けられない。現行の琉球人送還手続は昭和二十四年三月十四日以前に受け付けられた申請が全部処理され且つ申請人が正当に送り出されるまでは有効である。

三、昭和二十四年三月十五日以後各琉球人は同情に値する理由のある場合に限つて自費で琉球へ旅行するために日本からの出国許可を申請することができる。これらの申請書は、許可を得るために地方軍政部当局を通じて第八軍司令官に提出する。

四、これらの申請書は左記の事項を含まなければならない。

い、氏名

ろ、出生地及び年月日

は、日本における住所

に、現在の職業

ほ、旅行につき同情に値する理由の陳述

へ、目的地（住所）

と、出発希望月日

ち、予定の出発港及び渡航方法

り、申請に関係ある附随的な事情

五、日本への不法入国琉球人は日本政府によつて逮捕され且つ船舶運営会の船便をもつて送還される。

最高司令官に代つて

高級副官

副官部付大佐　アール・エム・リーヴァイ

(11) 琉球人の本国送還期限に関する極東軍総司令部渉外局発表

昭和二十三年十二月二十七日

第二次世界大戦中に日本に移住させられた琉球人で引揚を要請した者すべてを本国へ送還する総司令部の包括的計画終了期日は昭和二十四年三月十五日と決定した。

最初の計画は、昭和二十一年五月七日にはじまり同年十二月三十日に終了したが、この期間に、十五万九千三百三名の琉球人が送還された。もつとも昭和二十一年十二月三十日以後、最初の計画に従つて引揚げる都合のつかなかつた琉球人に便宜を與える制限付計画が作成された。この制限付計画は昨年二月に実施され、週間五百名の琉球人の自発的引揚を規程した。

昭和二十二年二月一日から昭和二十三年九月三十日までの期間に、約一万八千名の琉球人が引揚を申込んだにすぎないが、そのうち一万七千八百七十一名が昭和二十三年九月三十日以前に輸送

され、残余のものはその後引続きその生国へ送還されている。現在、在日琉球人の数は十万名以下と推算されるが、これらの個人の誰も今日まで引揚の希望を表明していない。このグループに引揚の最後の機会を与えるために米極東軍司令官は、引揚申請書提出期限を昭和二十四年三月十四日午前零時と決定した、期限後は申請書を受付けない。

昭和二十四年三月十五日以後、各個人は、同情すべき理由あるとき、自己の負担で、琉球へ旅行する許可を求める申請書を提出することができる。このような申請書はその度毎に米極東軍司令官又は、その指名する代地の承認を求めるために地方軍政部当局に提出しなければならない。

(12) 日本人及び非日本人の引揚に関する覚書

連合国最高司令官総司令部

AG三七〇、〇五（二十一年五月七日）GCIO

昭和二十四年三月九日

SCAPIN九二七／一七

一 昭和二十一年五月七日付連合国最高司令官修正覚書AG三七〇、〇五（二十一年五月七日）GCIOSCAPIN九二七件名「日本人及び非日本人の引揚」参照

二 前項の参照覚書の全頁は附属（覚書の廃棄）を除いて廃棄しこの覚書の附属をそれに代える。この覚書の一―二十二頁に編入された変更には下線を引いてある。

三 前記第一項にあげた参照覚書の附属Ⅵの諸條項は、昭和二十四年一月十八日付日本政府あて覚書AG一三〇（二十四年一月十八日）ESS/FIN・SCAPIN一九六六件名「日本人の入出国に際し携帯を認められる個人の財産によつて廃止ずみである。

最高司令官に代つて

高級副官副事部付大佐　アメル・エム・リーヴァー

同　封

この覚書第二項に述べたもの（省略）

(13) 同情に値する理由による琉球諸島への旅行に関する第八軍作戦命令

(13) 米国陸軍第八軍作戦命令 昭和二十四年三月十四日

一、参照 同情に値する理由による琉球諸島への旅行

いい、昭和二十三年十二月二十三日付「琉球人の引揚終了」に関する日本政府あて覚書AG一四・三三（二十三年十月六日）GA、SCAPIN第一九五〇号

ろ、昭和二十四年一月十八日付「日本入国及び出国に際し携帯を許される個人財産」に関する日本政府あて覚書AG一三〇・二日）ESS/FIN、SCAPIN第一九六六号

は、昭和二十三年十月十四日付「日本の外国人検疫法規」に関する連合国最高司令官総司令部同章第九号

二、琉球人の引揚計画は、昭和二十四年三月十五日をもつて終了する。

三、琉球諸島への旅行

いい、昭和二十四年三月十五日以降琉球人個人は、同情に値する理由により、日本から琉球諸島への旅行を申請することができる場合に限り、この種の旅行は、個人の費用で、商業上の輸送機関によつてか又は連合国最高司令官の定める料金で日本商船管理局（SCAJAP）の船でなされる。附属第一に示された如き様式の申請書四部をこの司令部軍政局あてに送付され地方軍政部当局に提出することを要する。

ろ、旅行は、もしその要求が否定された場合には不当な困難又は物質的被害をひき起すと認められたときにおいてのみ許可される。

四、日本から出発を許可された琉球人は参照覚書一のろ、及びは、に規定されているように処理される。

五、出発港

いい、門司は琉球向荷物の積出港、佐世保は琉球向旅行者の出発港として指定される。

ろ、日本港当局はすべての積荷に特別積荷目録三通を作製することを要する。右積荷目録には船名、積卸港到着予定日時を記載し、各積荷の重量及び容積を列記することを要する。

出発港軍政部係官は、その二通を琉球軍政部司令部（APO三一一）へ提出することを要する。琉球軍政部代表は、積荷目録一通に受領の旨を記載し、それをその港軍政部係官を通じて日本港当局に返還することを要する。第三の積荷目録は、船長から積卸港の港長へ渡されることを要する。

六、参照覚書一のろ、附属第二の第二項に列挙せられている財産は、日本から輸出したり又は引き上げたりすることはできない。

ハ、琉球への旅行申請が許可されたときは、当司令部より附属第二様式の許可されたる。この許可書の写は、当該機関を通じて本人に渡される。いかなる場合にも、旅券、査証又は身分旅行許可書となる。

証明書のような文書は、この許可書の代りとして又はこの許可書と関連して使用されない。

この司令部作戦命令第二四号昭和二十三年四月五日付件名「琉球人の引揚は廃止する。」

ウオーカー中将の命により

参謀長　イー・エム・ランドラム

参謀部付大佐

貼付略

(14) 琉球より日本への旅行に関する覚書

AG〇一四、三三二十四年一月二十五日）GA　昭和二十四年八月十二日

SCAPIN二〇三八

昭和二十三年十二月二十三日付日本政府あて覚書AG〇一四、三三一二十三年十月六日一GA、SCAPIN一九五〇号及び昭和二十四年一月十八日付日本政府あて覚書、AG一三〇一二十四年一月十八日一ESS/ESS、SCAPIN一九六六号

参照

二　昭和二十四年八月十五日以降琉球より日本への旅行は同情すべき理由がある場合か、又はその旅行が琉球及び日本の占領軍に稗益する場合には許可されることができる。引揚の権利のみにより旅行は今後通知あるまで一時停止される。

三　前記第二項に概述されている条件の下に琉球から日本へ旅行する者は、自費で商業輸送船で旅行するか又は総司令部が規定した賃率を支拂つてSCAJAPの利用しうる船で旅行することが認められる。SCAJAPの船による船賃の支拂は次のように行われる。

イ　各個人は、各個人が日本への船賃をすでに在琉球軍政長官に拂い込んだことを示すB号円表示軍票の受領書を在琉球軍政長官によつて交付される。

ロ　船長は、各個人からこの受領書を引き上げた上これを日本政府の命ずる代理人に送付する。

外書手版り本　d　o　b　a 参　作
事は段行日指一五、件日S、付G、九、考同命国
課第又は本令琉日日「付S日一A日日運文情令第
を八は運かの球〜本一／本琉、本付合書ナ第八
通重S合ら規ヨG政　日F政球S政一重　ベ五里
じ民G軍琉定りA府　本I府人G府日報　き八司
で事A報球に日、ま　出Nあの Aあ本高　理号令
地課J高へ従本Sて　入、て引Pて入司　由　部
方あA司のつへG慌　田S慌場I慌田令　に
民てP令版てのA書　にG書終N書外官　ヨ
事にの官行各度PA　際AAJ一A田総　る
部英館にを琉航IG　LPGに九G人司　琉
に語船ヨ申球にN〇　てI一閣五〇の令　球一
提でにつ請人閣二一　携N三ナ〇一検部　諸
出送よてナは ナ〇四　帯一〇る号四疲国　島九
ナ付り定る同る三・　を九一件、・規章　へ四
る ナ個めこ情件八三　許六一「一三定第　の九
。る人らとナ「一、三　る六九　九三に九　版年
て遭れがベ　九一　四一　れ、四　四一閣号　行十
め用るでき　四一　る一九　八一ナ一　年九る九　月
に で運き理　九九　個九年　年九る九　人四一　十四件四　七
直行貨る由　年四　人四一　十四件四　二八〜八　日
接わ密。あ　八九　財九月　二八〜八　年
又れでこる　月年　亜年十　月年　月年
はる商のも　十一　に一八　二十　三
各。業ヨの　二月　閣月日　十月　月
県申輸うに　日二　ナ十〜　三六　二
庁請送を限　付十　る八Ⅱ　日日〜　十

キと支貫　本滞を号九昭　ニ　ハ
にの拂戻こ円在認の四和支、のう、
報次よがされ表中可附九二拂S受を日
高換うれれら示のさ属年十もG領受本
総司しさ、のの生れ二一四禁A書領政
副令で受れこ受受活た、月年止Jの書府
官官も領るの領領ナ第十一さA支をは
にら書。ヨ書書をベ一八月れP拂提、
副代りをこうはを支て款日十るのを出各
官つた琉のを、日弁の、一八。船受ナ四
部でめ球上受入本ナ者第Ⅱ日　のける半
付　にヲで領田にるに二S付　船るこ期
大　権託、書港行た適款Sの　貫。と毎
佐　東拂　東を に込め用の／日　の　にに
軍定京持おびにさ諸Ⅱ本　各　ヨ版　つ東
ア司にの参いこ在れ規I政　個
ル令対日ナてと琉る定N府　入　て重
・部し本る日を球。は、ま　に　と司
ニ経で銀各本許重但琉Sて　ヨ　れ今
ム理振行個銀可政し球G覚　る　ら部
・部りは人行さ長こかA書　い　の計
リ長出、にのれ官れらPA　か　B理
ッさ各対支たから日IG　な　号部
イ提れ四し店場発の本N一　る　円長
出た半日に合船者へ一三　他　表に
ナチ期本ヨをしがの九〇　の　示と
る＝毎円つ除た日版六一　形　軍の
。ッにてでく日本行六一　の　県ヨ

a、琉球諸島に永住することを目的とする旅行の申請書は附属Ⅰの様式で提出する。

b、琉球への一時的居住及び日本への帰還を目的とする旅行の申請書は附属2の様式で提出する。各琉球人は往復航路券を購入し、訪問期間中の充分な食料を携行する。

三、申請の拒否が不当な困窮や肉体的な苦痛を惹起すると推定されまた個人が琉球政府の公的負担になりそうもないことが決定された時にのみ旅行は前記第二項に概述されたように許可される。

四、a、琉球諸島に永住するために日本を出発することを許可された琉球諸島人は参考文書a及びbに規定された手続による。

b、琉球諸島に一時的に居住し再び日本に帰還するために日本を出発することを許可された各琉球人は参考文書a及びbに規定された手続による。かれら琉球諸島に一時的滞在中個人的に必要な荷物の携行を許可される。

五、略

六、略

七、前記第二項の諸規定に従つて琉球への旅行申請が許可された場合、第八項司令部は附属3又は4に示す如き旅行許可証を発給する。旅行許可証は、附属直接又は各県庁の外事課を通じて申請人に送付する。いかなる場合にも旅券査証又は身分証明書のような書類がこの旅行許可の代りに用いられることはない。

八、本司令部作戦命令第十五号、一九四九年三月十四日付「やむをうざる理由による琉球への旅行に関する件」は廃止される。

ウオーカー中将の指示により

E・M・ランドラム大佐

上り合。一計九運日日日日S日参G日G日隣SA日(ロ)
永国(ハ)画四合〜本〜本／本　A本A本　CG本
住處のは九国G政G政F政照，政，政止AOか
又高規終年歳A府A府I府　S府S府　pーら
は司定了三高，に，に N に　C に C に　ー四球
一令に し月司S対S対，対　A対A対　N・球
時官従た十令Cすcすsす　pすpす　二三〜
居は つ。五官AるAるCる　IるIるI　ー三及
住と て球日総P覚P覚A覚　N覚N覚　〇〜び
のと 球を司I書I書P書　一書一書　八五球
た に同請も令N，NAIA　九A九A　〇球
め日情島つ郡二A二GNG　五G五G　年か
の本 へて国〇G〇〇ーー　〇〇〇〇　三ち
球政府 べの，章八〇三ー九三　／ー，ー　月日
球府 き旅運第二ー八四六〇　ー四ー四　昭三本
へに 理行合三，四，六〜　・・九・　和十〜
の対 自は国号ー・ー三，四　ー三四三　二ーの
渡し ある，最ー九三九三ー九　九三八三　十日旅
航， る同高九五三四〜九年　四〜年〜　五〜行
申在 者日司五〇ー九四四ー　九四十四　年Gに
請日 に以令〇年〜年九九月　年八二八　六A関
書球 限後官年二五八年年十　十年月年　月　す
を球 り上の二月〇月ーー八　二十二十　二　る
受人 許迎球月二年十月月日　月月十月　十　覚
理居 可参球三日二二二十〜　十六三六　七　書
す住 さ照人日　月日十八E　四日日日　日
る者 れ覚送　三　五日S　日〜

許か人同　(c)　(b)　(a)指すか理一船当へて
引否か情は運なた許官と必永定るらしル に該旅と
受からすなしるめ可部の要住さ。の，五上個行を
人まのべいで場のが気種なーれ　日又〇つ人す許
がた申き。旅合旅あ付申す附た　本本年でのる可
申個請理　券に行つて請べ属機　入総七行貢個す
請々書由　，もをた提書てー関　国司月な担々る
者のは に　差（，許後出をのーは　申令ーわにの。
を場，差　証と可，す四情又次　請部日れ上琉本
確合身く　又のす永る部報はの　書上よるり球手
実に許一　は種る住と，及ー事　をりり，且人総
に お引時　身旅旅〜と英び時項　調日日　，に は
扶け受的　分行行附。文保居に　歪本本　商か同
義る人居　証許許属　で証住対　す政政　業き情
す同が住　明可可三　運を一し　る府府　輪りす
る情申を　書書書〜　合申附責　適に は　送適べ
能す請目　等のを又　国請属住　当対と　手用き
力べ者的　の代申は　最者二を　なしの　段さ理
がきのと　書り請一　高に〜貢　機て種　又れ由
ある状日す　類と者時　司つをう　関照申　はるに
る況本る　がしに居　今き目も　を会請　は
かの人日　用て渡住　官調的の　指さ書　S。上
否程国本　い又す〜　総歪とと　定ろを　Oとり
か度を入　ら はと附　司すすす　すべ行　Aの日
を お希国　れとと属　令るるる　ろき政　J種本
決上望の　るれ。四　部と旅。　も琉的　Aのエ
定び す琉　こに如〜　へと行　の球に　p旅り
す身る球　と関何の　副。に　と人処　の行琉
配は球

るための調査を行う目的で連合最高司令官によつて日本政府に渡される。調査が完了したとき、申請書は最終的決定を得るために、連合国最高司令官に返され、許可が與えられた場合には日本政府に通知される。

七 これらの指令の規定のもとに旅行を許可されたものは税関移民及び検疫に関する現行諸規定に服する。

八 日本政府関係機関と総司令部副官部との間の直接連絡はこの指定を実行するために許可された。

最高司令官に代り
副官部米軍代将 K・B・ブッシュ

附属四

一 永住のための申請書見本
二 一時的居住のための申請書見本
三 永住のための旅行許可書見本
四 一時的居住のための旅行許可書見本

(四) 非日本人の引揚に関する覚書の廃止に関する覚書

連合国最高司令官総司令部
AGO一四・三三（二五年一一月九日）GA
SCAPIN二一三〇
昭和二十五年十一月九日
件名 非日本人の引揚

一 昭和二十二年二月十四日付日本政府あて覚書AGO一四・三三

SCAPIN一五二七件名「非日本人の引揚」は廃止する。

二 昭和二十四年三月九日付日本政府あて覚書AG三七〇・〇五（四六年五月七日）GCIO（SCAPIN九二七／一七）件名「引揚」参照。

三 参照覚書における非日本人の自発的引揚に関する全條項を廃止する。

四 本日以降非日本人の自発的引揚は個人の責任においてなされるものとする。

四 不法出入国制限に関する事項

(1) 旧日本占領地の日本人引揚及び日本よりの非日本人引揚に関する一般方針中抜萃六、七項

一九四六年三月十六日付（SCAPIN八二二）

六 日本引揚計画により日本へ又は日本よりの引揚人及び特定の場合連合軍最高司令官より許可せらるべき人員に限り引揚船にて輸送せらるべし。

七 その本国に既に帰還せる非日本人は連合軍最高司令官の許可のなき限り商業交通が可能となるまで日本への帰還は許可せられざるべし。

（本附属及び覚書に使用せられたる「非日本人」なる語は中国人、台湾人、朝鮮人及び琉球人のみを含む）

(3) 日本への不法入国の抑制に関する覚書

AG〇〇〇・五（二十四年五月二十一日）GB／CIS／PSD

昭和二十四年十一月三日

SCAPIN二〇五五

宛先 日本政府

件名 日本への不法入国抑制

一、参照

(イ) 昭和二十一年十二月十日付覚書AG〇〇〇・五（二十一年十二月十日）GC・SCAPIN一三九一件名「日本への不法入国抑制」

(ロ) 昭和二十二年十二月二十三日付覚書AG〇〇〇・五（二十二年十二月二十三日）GCIOSCAPIN一三九一件名「日本への不法入国抑制」

(ハ) 昭和二十二年七月二十日付覚書AG〇〇〇・五（二十二年七月八日）GCIO・SCAPIN一七四二件名「日本への不法入国の抑制」

(ニ) 昭和二十二年八月五日付覚書AG五六〇（二十二年八月五日）GD・SCAPIN一七五八件名「非日本人の所有し又は使用する船舶に対する裁判管轄」

(ホ) 昭和二十三年十二月二十三日付覚書AG〇一四・三三（二十二年十月六日）GA・SCAPIN一九五〇件名「琉球人の引揚終了」

(ヘ)昭和二十四年六月二十二日付覚書AG〇九一・一（二十四年五月二十八日）GA・SCAPIN二〇九一件名「入国管理部設置」

(ト)昭和二十四年三月九日付覚書AG三七〇・〇五（二十一年五月七日）GCIOSCAPIN九二七／一七件名「日本人及び非日本人の引揚」附属第三、第二節、第八及び第九項

二 (イ)前項(イ)(ロ)に引用した覚書は廃止する。

(ロ)前項(ロ)に引用した覚書第三項は朝鮮に関しては取消すよう修正する。

(ハ)前項(ハ)に引用した覚書第五項は廃止する。

(ニ)前項(ニ)に引用した覚書第五項は廃止する。

(ホ)前項(ホ)に引用した覚書の條項はこの覚書の條項と調和するものと考えられる。

三 日本への個人、船舶、その乗組員及び積荷の不法入国防止に対する日本政府の責任につき日本政府の注意をかん起する。不法入国者として又はその他権限なくして日本にいる個人として逮捕された一切の人もしくは積荷を不法に日本に積卸すために輸送する船舶は連合国最高司令官及び日本政府によつて公布された現行の又は今后交付されることのある法律、規則及び又覚書に従わなければならない。

四 この覚書を実施するために日本政府関係機関と当該占領軍機関の直接連絡を許可する。

(4)政令第二二七号（昭和二十五年七月十一日）

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

（渡航の制限）

第一條　北緯三十度以南の南西諸島（口之島を含む。）に本籍を有する者は、当分の間、連合国最高司令官の承認を受けなければ、別表に定める地域以外の地域から同表に定める地域に渡航してはならない。

（罰則）

第二條　前條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

第三條　前條の犯罪行為の用に供した船舶で犯人の所有又は占有に係るものは没収する。犯人以外の者が犯罪の物その船舶を取得した場合において、その取得の当時善意であつたと認められないときも、同様とする。

（刑事訴訟の特例）

第四條　外国人登録令（昭和二十二年勅令第二百七号）第十五條の規定は、第二條の罪に係る事件について、準用する。

（退去強制）

第五條　法務総裁は、第一條の規定に違反した者に対し、退去を強制することができる。

2 前項の規定による退去の強制は、法務総裁の定めるところにより、都道府県知事に退去強制令書を送付させて行う。

（退去強制令書の執行）

第六條 前條の退去強制令書は、警察官、警察吏員、海上保安官、その他法務総裁の定める官吏又は吏員が執行する。

附則

1、この政令は公布の日から施行する。

2、この政令施行前に第二條の罪に相当する行為をした者の処罰については、なお従前の例による。但し、第二條に定める刑の範囲内において処断するものとする。

3、外国人登録令の一部を次のように改正する。

第十六條中「その定めるところにより、」を削り、同條に次の一項を加える。

前項の規定による退去の強制は、法務総裁の定めるところにより、都道府県知事に退去強制令書を発付させて行う。

第十七條第二項中「前項の規定により退去の強制をした場合」を「前項の退去強制令書を発付した場合」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定による退去の強制は、都道府県知事が退去強制令書を発付して行う。

第十七條の次に次の一條を加える。

第十八條 前二條の退去強制令書は、警察官、警察吏員、海上保安官、その他法務総裁の定める官吏又は吏員が執行する。

別表

一、本州

二、北海道

三、四国

四、九州

五、前四号に掲げるものに附属する島であつて、日本の行政権の及ぶもの。

(5)

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に關する臨時措置令施行規則

昭和二十五年七月二十一日　法務總裁　大橋武夫

第一條　北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に關する臨時措置令（以下令という。）第五條第一項の規程により退去を強制されるときは、法務總裁は、退去を強制する者（以下被退去者という。）を令別表に定める地域外に退去させる。

2　前項の場合には、法務總裁は、被退去者に対し退去強制令を発付すべき旨をその者の現在地を管轄する都道府県知事に訓令する。

第二條　都道府県知事は、前條第二項の訓令を受けたときは、直ちに、別記様式による退去強制令書を発付し、これを執行する令第六條に掲る者（以下執行者という。）に交付しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の退去強制令書を発付した場合には、直ちに法務總裁に報告しなければならない。

第三條　執行者は、前條の退去強制令書の交付を受けたときは、これに署名押印しなければならない。

2　執行者は、退去強制令書の執行に着手するときは、被退去者に、退去強制の理由を告げなければならない。

3　執行者は、退去強制令書を執行するときは、退去強制令書の執行を終つたとき又は執行不能となつたときは、その旨を附記してこれを発付した都道府県知事に返還しなければならない。

第四條　執行者は、退去強制令書を所持しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の退去強制令書の執行を終つたときは、直ちに法務總裁に報告しなければならない。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

別紙様式

退去強制令書

本籍
居住地
職業
氏名
年月日生

右の者に対し北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に關する臨時措置令（昭和二十五年政令第二百二十七号）第五條の規定に基く法務總裁の命令により左記によつて同令別表に定める地域外に退去を強制する。

一、退去強制の時期
二、退去強制の理由

昭和　年　月　日

都道府県知事　印

執行者　印

五、財産の移動制限に関する事項

(1)金、銀、証券及び金融証書の輸出入統制に関する覚書

連合軍最高司令部

AG〇九一・三（二十年九月二十二日）

昭和二十年九月二十二日

一、日本帝国政府は直ちに、大蔵省においてあらかじめ許可したる場合を除き次に掲ぐる一切のものにつき、これを日本より如何なる外国に対しても輸出又は回収すること若しくは如何なる外国よりも日本に対して輸入することを防止し且つ禁止するため、その法律に所要の改正を加え其の他必要なる措置を講ずべし。

(い)金貨又は銀貨

(ろ)金、銀又は白金の地金若しくは其の合金の地金

(は)通貨及び証券

(に)小切手、為替手形、外国為替手形、約束手形、支拂指図書、譲渡証書、其の他の金融証書

(ほ)代理権、委任代理権、其の他日本国内外を問わず金融上乃至財産上の取引に影響を及ぼすべき授権又は認許

(へ)右に列挙せる以外の一切の債務証書若しくは財産所有証書

二、大蔵省は前項に特定せる輸出入につき本司令部の事前承諾なくしてこれを許可することを得ず。

三、略

四、本指令はその認知を必要とす。

(2)金融取引の統制に関する覚書

連合軍最高司令部

AG一三〇（二十年九月二十二日）

昭和二十年九月二十二日

一、日本帝国政府は直ちに大蔵省においてあらかじめ許可したる場合を除き、次に掲ぐるものに関する一切の取引を防止し且つ禁止するため、その法律に所要の改正を加え其の他必要な措置を講ずべし

(い)金貨又は銀貨

(ろ)金、銀又は白金の地金若しくは其等の合金の地金

(は)日本在住のすべての人物により直接又は間接、全部又は一部を所有若しくは支配せられる在外資産

(に)外国居住のすべての人物により直接又は間接、全部又は一部を現に所有若しくは支配せられ又は一九四一年十二月七日以降において所有若しくは支配せられたる在日資産

(ほ)外国為替取引

二、本覚書に用いられたる用語の定義に関しては、本書に附属せる附録Aの説明に拠る。

三、前記諸取引は最高司令官の事前の承諾無くして大蔵大臣これを許可することを得ず。

四、略

五、本覚書は其の認知を必要とする。

(3) 勅令第五百七十八号

昭和二十年十月十五日

「昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言の受諾に伴い発する件に基く金、銀、又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件」

第一條 大蔵大臣は命令の定むる所により左に掲ぐる行為を禁止又は制限することを得

一 金の地金又は合金の輸入

二 銀又は白金等（白金、ルテニウム、ロヂウム、オスミウム、イリヂウム及びイリドスミンをいう以下同じ）の地金又は合金の輸入

三 営業を行う外国人若しくは外国法人又は営業を行う本邦法人の輸出又は輸入

其の他営業上の契約を相手方とする金融上、商業上、大蔵大臣の定むるもの

前項又は外国為替管理法第一條の規定に違反してなされたる行為は無効とす

第四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が其の法人又は人の業務に関して前條の違反行為をなしたるときは行為者を罰するの外其の法人又は人に対し亦前條の罰金刑を科す

第五條 本令の外国為替管理法の規定は九州及び其の附属島嶼以外の地域はこれを外国とす

(4) 大蔵省令第八十八号

外国為替管理法第一條及び昭和二十年勅令第五百七十八号金銀若は白金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件第一條の規定に依り金銀有価証券等の輸出入等に関する金融取引の取締に関し左の通定む

昭和二十年十月十五日

大蔵大臣 子爵 澁沢敬三

第一條 大蔵大臣の許可を受くるに非ざれば左に掲ぐるものを輸出又は輸入することを得ず

一 金貨又は銀貨

二 金銀若しくは白金の地金又はこれ等のものの合金

三 通貨又は有価証券

四 小切手送金手形為替手形約束手形支拂指図書送金指図書その他の金融上の諸証書

五 本邦の内外における金融上又は財産上の取引に関する委任状又は代理権その他の権限を授与すべき証書若しくは指図書

六 前各号に掲げざる債務証書又は財産権を証する証書

第二條 大蔵大臣の許可を受くるに非ざれば左に掲ぐる取引を為すことを得ず

一 本邦居住者が直接又は間接に全部又は一部を所有又は管理

但し前條の規定に依り許可を受けたる場合はこの限に非らず

二　昭和十六年十二月七日以降において外国居住者が直接又は間接に全部又は一部を所有又は管理する本邦内に在る財産

第三条　本令において取引とは一切の財産の売買取得譲渡支拂持出処分又は一切の財産の商取引又は一切の現状変更を含む輸出若しくは輸入一切の財産の商取引

第四条　本令において外国居住者とは左に掲ぐるものを謂う

一　外国に在る一切の財産に関する権利権限若しくは特権の行使を謂う

二　外国居住者の負担となる一切の債権請求権銀行預金その他の預金及び信用取引

三　外国に在る事業又は営業に依り発行せられ又はその者の債務となる一切の有価証券小切手諸手形受領証保険証券その他所有する証書

四　前項の債権商標権及びこれ等のものに関する特許権作権特許権商標権及びこれ等のものに関する一切の外国の有価証券若しくは譲渡性預金証書又は作権許可書

五　一切の外国通貨（政府の発行する小額紙幣臨時補助通貨以外の一切の通貨

六　日本銀行及び貯蓄銀行券貨幣円表示補助通貨

七　前項の各号に準ずる一切の外国為替取引

八　本令に準ずるもの

第五条　本令において外国為替取引とは一部を謂う

外貨表示の一切の信用取引若しくは債務の弁済一切の外国通貨の売買譲渡若しくはその他の商取引外貨表示たると否とを問わず本邦居住者と外国居住者との間の一切の金融上若しくは財産上の取引及び本邦居住者が外国居住者に対し負担せる若しくは外国居住者が本邦居住者に対し負担せる一切の債務を含む総て

第六条　第一条の輸出若しくは輸入又は第二条の取引をなすに付許可を受けんとする者は外国為替管理法施行規則附属申請書式に準じ許可申請書を提出すべし

第七条　大蔵大臣は必要あると認むるときは事項又は人を指定して本令に定む取引の制限を免除することを得

前項の規定に依り事項又は人を指定して本令に定む取引の制限を免除したる場合に於ては大蔵大臣は必要あると認むるときはこれを告示すその廃止又は変更をなしたる場合

第八条　大蔵大臣は必要あると認むるときは事項又は人を指定して報告を徴したる場合

前項の規定に依り事項又は人を指定して報告を徴することを得

第九条　外国為替管理法第二項の規定に依り準用したる関税法第八条又は第十条の規定に依り携帯すべき証票は大蔵省監督官及び大蔵省監督官補に在りては外国為替管理法施行規則附属様式二号に依る

外国為替管理法第五條第二項の規定に依る犯則事件の調査に付ては関税法規則の規定を準用す

附則

本令は公布の日よりこれを施行す

(5) 連合国最高司令部覚書

AG一三〇（昭和二十四年一月十八日）

SCAPIN 一九六六

日本入国並びに出国時において携帯を許される個人の財産に関する件

(一) 本覚書は日本即ち北海道、本州、四国及び九州の四島並びに占領軍の支配下にある附近の諸島嶼に入国若しくは右より出国する個人の携帯する財産を規定する基本的指令である。

本指令の規定は一切の日本人及び占領軍の人員又は占領軍に所属するものを除く外国人に適用される。

(二) 本覚書は別紙附属書類(五)に列記してある各覚書に包含されている従前の指令事項に代るものとする。

(三) 爾今実際上可能な範囲内で、前記(一)に述べたる個人に依る日本への財産の持込又は日本よりの持出に関する一切の一般的指令は本覚書の追加若しくは修正の形式で発令せられるものとする。

(四) 本覚書に使用する用語の定義は別紙附属書類(一)に掲載してある。

(五) 日本政府は米国第八軍司令官の監督の下に別紙各附属書類に規定してある諸條項を実行するものとする。

(六) 本覚書の諸規定を実施するため適用される諸法令の写六部を連合国最高司令部あて提出するものとする。

右写は英和両文を含む。

附属書類

(一) 本覚書においては使用する「通貨」とは権限ある機関に依り発行せられ、流通媒介物としての目的を有する鑄貨、紙幣、その他の証書類を含む。

(二) 「受取可能外国為替」とは国際通貨基金に登録してある又は海外市場において受取可能と認められている通貨及びその通貨表示の金融証書とを含む。

(三) 「小切手」又はその他の支拂指図書、銀行、ブロカー及び投資仲介所の通常取扱う証券、為替、手形、社債、株式、債券、利札、引受手形、抵当証書、質入証、保険証書、留置証券、倉荷証券、為替手形、債務証券、その他債務証券又は利札その他の受領証、船荷証券、為替手形、売渡証券、信託証書、売買契約証書、預金証書、銀行通帳、その他の債務証書類の一切を含むもの、とする。所有権、特許権、使用料並びに負債帳簿上の勘定、確定判決に依る債権、切手、船荷証券、倉庫証券、地役権、選択権、債務、債務証書、地金、金融証書、銀行預金、貯金口座、一切の財産、不動産、在庫品、船舶、動産、商品、物品、借地権、担保、利権、受取勘定、特許権に影響又は関係ある契約、右に対する債権、貸付金、貸付金、債務証書、債務証書類の一切を含むもの、とする。

(五) 「所有権証書」とは証券、土地証券、抵当証券、銀行通帳、受領証、小切手、約束手形、為替手形、債務、著作権、商標及び特許権を標示する証書その他財産上の権利又はその利害関係を標示する証書の類を含む。

(六) 「身の廻り品」とは家庭用品、個人及びその家族が住居を設定し、又は維持する目的を有する職業用具、常個人の職業又は副業に使用する目的を有し且つ必要と認められる物件を含む。

(七) 「家庭用品」とは個人及び連合国の陸海空軍及び外交団の公的機関。

(八) 「職業用具」とは通常個人の職業又は副業に使用する目的を有する商売道具を含む。

(九) 「連合国人」とは左記の者をいう。

(A) 連合国占領軍に所属する者の総ての家族。

(B) 連合国及び連合国占領軍の軍人並びに軍属にして公の命令に依り日本に占領軍と共に入国し且つ占領軍の一員又は所属員でないもので左記の者を意味する。

(C) 前記(A)、(B)に属する者の総ての家族。

(十) 「外国人」とは、日本以外の国籍を有し且つその十分なる証拠を提示し得るもの。

(A) 日本人でなかつたもの。

(B) 無国籍者にしてかつて日本人であつたもの。

(十一) 「商業上の入国者」とは昭和二十三年二月二十五日付連合国最

高司令部回状第三号「私的商業上の入国に関する件」の規定に基き連合国最高司令官に依り日本へ入国を許可せられたる者のことである。本覚書の目的上商業上の入国者は外国人として取扱い、占領軍の一員又は所属員とは見なされない。

附属書類(二)

日本に出入国する個人の財産の輸出入に関する方針

第一章　総則

一、日本へ出入国する一切の日本人及び外国人の財産の移動に関しては左に述べる方針に従うものとする。

二、日本政府は連合国最高司令部の特別許可なき限り左のものが日本から外国へ輸出又は持出されること、並びに外国から日本へ輸入されることを防止し且禁止すること。

A、金銀貨、金銀白金の地金、又は地金の形態をなせる石の合金及その他金属宝石類

但し所有者が着用し又は手荷物によつて携帯する個人用装飾用具を除く

B、偽造、変造又は模造貨幣

C、日本銀行券及本附属書類(三)に記載の外国通貨

D、如何なる政府に対しても政府に対する謀反、反逆を唱導示そうするような内容を有する一切の書物、冊子、新聞、書面、広告、回状、写真及び絵画

E、一切の猥褻なる物件

F、一切の麻薬若しくはその用具

G、一切の武器、火薬、その他爆発物

但し狩猟用弾薬は個人の範囲内において適当量の輸入は差支えない。

H 各国々宝又は重要芸術品、専売特許権、実用新案権、商標権及び著作権を侵害する

I 件

三

日本政府は入国港において通貨の所有者の同意を得て米弗通貨を軍用交換率により日本銀行券と交換する事を認められる。

右に交換された米弗は連合国最高司令官の指定する留保勘定に入金される。

(A) 取扱われない米国弗貨は日本へ入国するものから取上げて左の如く

(B) 連合国最高司令官の定める現行外国為替管理規則の要求により保管証引換えに日本銀行に保管する。又は

(A) 日本銀行に売却し得る受領証と引換に日本政府に委託されて運合国最高司令官の定める現行外国為替管理規則に基いて利用される。

(B) 連合国最高司令官の定める現行外国為替管理規則の要求により保管証引換えに日本銀行に保管する。又は

(1) 後日本から出国の際本人あて返還されるか又は

(2) 日本政府は交換率に規定する売却可能なる受証と交換されるか、若

四

日本政府は交換率に規定する売却可能なる受証と交換されるか、若

(A) 日本円貨と交換される。

(B) 第三項(A)の規定により一切の日本銀行券を取上げた日本円貨に関する者から第二項(A)の規定に従い保管するものとする。

(1) 後日本から出国する者から取上げた日本円貨に関しては左の特別措置を講ずるものとする。

A 日本政府は大韓民国政府あてに、日本から朝鮮に帰還する者から取上げた日本円貨を引渡し且日本出国の際これを携行して銀行券に呈示し同国通貨にて支拂を受けることを認められた者に対し、通貨を引渡し且日本銀行券に呈示し同国通貨にて支拂を受けることを認められた者

B 預託金勘定に対し、日本政府は紐育ナショナルシチ、バンク東京支店の琉球銀行券につき一世帯の長一人あて拾万円を超えない範囲で日本に帰還する者から取上げた日本銀行券をいて支拂をする旨の受領証を発行すること。右受領証は通貨を引渡し且日本出国の際これを携行して琉球軍政府に呈示の上同地通貨にて支拂を受けることを認められた者

C 領証は引揚地における日本銀行支店又は代理店において発行する。

(A) 受領証は琉球諸島に帰還する者から取上げた日本円貨で拾万円を超えない範囲で日本銀行券に呈示して交付される。

(B) 記載の受領証は第五項Bによつて保管するものとする。

D 朝鮮又は琉球諸島に帰還する者は第五項Bによつて保管するものから、第二項所載の物件で本国するものの以外は一切取上げることを指令によつて特別に許可される。

五

日本政府は入国する者から取上げた日本円貨を超えない範囲で日本銀行券に呈示して交付される。

A 若し取上げた物件は左の特別に許可されたものとする。

金及地金

銀

白金

地金の形態をなせる同上の合金は、日本

政府において日本政府買上価格により所有者から買上げること。代金支拂は円貨にて行うこと。

B、旧日本帝国及新日本銀行円貨は、連合国最高司令官の別途指示あるまで個人あて受領証引換に通貨を引渡す者の名義で日本銀行に保護預けするものとする。

C、金銀貨及米国弗貨以外の外国通貨は日本に入国する者から個人あて受領証と引換にこれを取上げ、本人名義で日本銀行に預入れ日本出国の際本人に返還するか又は連合国最高司令官の指示によつて処理する。

D、偽造、変造、模造貨幣、麻薬及びその用具、猥褻なる物件如何なる政府に対しても政府に対する謀反、反逆を唱導示そうする内容を有する書物、冊子、文書等、専売特許権、新案特許権、商標権又は著作権を侵害する物件、一切の武器類、火薬その他の爆発物は米国第八軍司令官に引渡すかその指示により処分するものとする。

E、一切の形態の金銀白金以外の貴金属宝石類、各国の国宝及重要芸術品は連合国最高司令部民間財産管理部に引渡すものとする。

六、日本政府は取上げた物件につき関係人の氏名、国籍、住所、取上げ保管した物件の数量、種類、物件を取上げた港名その他の関係事項につき月報を米第八軍司令官に提出すること。

七、日本政府は、日本に出入国する者で占領軍に所属しない者各人

に対し、別紙(六)の書式により日本に持込まれ又は持出される財産の申告書を作成しこれに署名することを要求すること。日本を出入国する際申告されない所持品は密留易行為を構成し昭和二十一年六月四日付SCAPIN九九六、AGO九一・三一(四六・六・四)ESS/p日本政府あて覚書「密輸出入留易に関する件」により処断されるものとする。外交特権を有する者は身の廻り品の点検は受けないが前記申告書に署名するものとする。

第二章　引揚邦人

小笠原諸島から引揚邦人を含む引揚邦人は左記物件の持込を許可される。

A　收証受取可能の外国通貨―これは上記二Cに示せる個人あて領収証と引換えに取り上げられる。但し米ドル貨の場合は上記に認められていることおり上陸港において日本銀行券と交換

B　有価証券―日本において日本円表示で発行されたし訳注）券面に記載される日本固有の利札―日本において日本円表示で発行されたもしくは一般に有価証券と認められている証券

C　外国政府が発行し左記十三に対し日本人受取可能の外国為替表示の領収証。かゝる領収証を受取り上げた通貨又は未拂残高に対して日本人受取可能の外国為替表示の領収証。かゝる領収証をもつて日本の銀行の在外支店が発行した円支拂の為替証書、台湾、関東州、満州において北支の郵便局に対し日本円にて発行せる日本郵便貯金制度に基く郵便為替証書

D　送金受領書―朝鮮、台湾、関東州、満州において北支の郵便局に対し日本円にて発行せる日本郵便貯金制度に基く郵便為替証書

E　貯金通帳類―日本円台湾、関東州、満州において北支の郵便局に対し日本円にて発行せる日本郵便貯金制度に基く郵便為替証書

F　簡易保険証書―郵便年金証書及び証明書を含む）及び日本の会社が発行したその他の保険証書

G　銀行預金通帳類―日本円台湾、関東州、満州において北支の郵便局に対し日本円にて発行せる日本郵便貯金制度に基く郵便為替証書

H　金融機関の発行した銀行預金通帳類

I　日本の会社が発行した金融債又は財産上の取引のための委任状

J　個人の私用のための必要と認められる身回り品、家庭用品保有する有価証券の保管証

K　蔵食品及び職業用具

九

上記二に示された日本政府は次の物件を引揚邦人から取り上げる。

A　加えて別紙三に列挙した通貨表示の金融証書、すなわち次のように限定せず、これだけに限定せず、為替手形、約束手形、支拂指図書及び付替指図書

B　状代理人の権利証書外に、又はその他の授権書もしくは指図書

C　上記日本の銀行に対する債務又は財産の所有権を示す証書

一

これらの別紙四記載の軍用書類は日本人から取り上げられた日本人から取り上げられた通貨表示の金融証書は、日本政府が列挙された通貨表示の金融証書類を連合国最高司令官の許可した指定の証書類の売却に際しては、その代り金は日本銀行に各提出者の名義で保管されたる証書類の売却不能の日証書類銀行に引渡上げられた証書類を提出した者に対し代り金を支拂はれる。売却不能の日証書類銀行に対し代り金を支拂はれる時期が到来するまで日本銀行に預りされる。

第三章　離国する日本人

一五 (A) 日本人海外旅行計画に基き、特定の目的のために、限られたる期間、日本を離れることを許可された日本人はその旅行目的達成のため必要なものとして、その保証人が提供した通貨又は流通証券を携行し得るものとする。

右の個人が私的商業上の目的のため又は連合国最高司令官により決定された現行日本外国貿易計画に関連して旅行する場合には、斯る旅行者はその旅行目的達成のため必要なものとして連断国最高司令官によつて承認さるべき通貨、流通証券、法律上又は商業上の書類及び金融証書を携帯することが出来る。

(B) 他国に永住するために日本を離れることを許可された日本人は、一時的に日本を訪問する目的で連合国最高司令官の許可を得て日本に入国したものを含めて、後記第四章の規定の適用を受けるが、然し左記に関する日本からの持出は特に禁止されるものとする。

(1) 昭和二十年九月二日以前にその個人の家族が個人的に所有していなかつた一切の海外における財産に関連した委任状、代理権証書、授権証書、指図書類。

(2) 日本国外における債権の証書もしくは日本の国外にある財産の所有権を示す証書、但し昭和二十年九月二日以前に右個人又はその家族が個人的に所有していたものを除く。

一六 上記(B及びCに示された日本人に入国する日本人から取り上げらるべき日本の国外における金銭上及び財産上の取引に関する委任状、代理権証書もしくはその他の授権書又は指図書及び日本の国外にある債務又は財産の所有権を示す証書は連合国最高司令官より更に指示あるまで各提出者のために保護預りする。引揚日本人から取上げた他のすべての物件は上記一五によつて処理される。

一七 前記第九項の規定は、海外永住の日本人にして連合国最高司令部の許可書を得て外国証人、商事会社の代表者として若しくはその他単に一時的来訪の資格で入国する者に対しては適用されない。右の者は附属書類第四章の規定に従つて取扱われるものとする。

一八 連合諸国が取り上げた通貨又は未掛残高に対して日本に帰国する捕虜に発行した領収書を、日本政府は適当たる検証の後兌換することを認可される。右兌換は回収のために領収書の受取人に対してのみなされるものとする。日本銀行券に兌換されたるすべての為替証書並びに領収書に関する適当たる記録は日本政府によつてなされるものとする。領収書は連合国最高司令官の指示に基いて日本政府によつて保有され回収される。

一九 日本政府は現行規定の下で日本に持込を許可されたる預金通帳類に基く引出しを許可するものとする。

(9)　業た事　　B A く外　　一　　一

許可但上者業け に日　引を証、、は国第取日降連
事業なしの目は目れ取本と にの、金日持人四拠本特合
目く右必、的は得 にれ効他日融本出は章わへ定国
的しは要正のなさ持ち力日本証へすを　れ入の最
のて価 に当たられ込のを本 に書出との日る国期高
た行格しなめなたま授交国於、入と入本。し間司
めい五て見 にいのれ補え内け個国を国へて商令
に得〇商本連。てた証る及る人す許並入い業部
連る〇業を合　あと書べび財のる可び出る上の
合輸ド用輸国　るき又き国産銀人さ に国日の認
国入ル品入綾　とはそ外の行かれ出す本代可
最は をす高　い相証の に所通尊る商る人表証
高一超輸る司　う連書他於有候ら。 に外は と に
司回ゆ入と令　明すかのて補、私際国、し毒
令限るすと部　確る日授金証保用し入左ていい
部りとるが に　な点本補融書険 に て記外て
に とと出よ　証がか証上、証用左記方国昭
よすをと来つ　拠あら書若妻書い　四貿和
つ。得が、て　る待又し任、る物件韓易二
て　ず出更入　もと出はく状財身　合え、上庭　の に十
入　。来 に国　つきさ証は、金の　に る〇も用件げ人
国　又る又を　てはれ書財代証廻　の重〇し品をるが
を　右。本許　立、る額産理書り　み量〇く　本資携と
許　の　人可　証合と　上補、品　逝る二か
可　縁　のさ　し法を　の証受　き〇出る
さ　に　事れ　な的 に　取書領　日すド本　て有る

二　　二　　一　　一

ヘ　　ヘ　　ヘ　　ヘ

日許もて日上前附　　B A に すと前るれ
本可出認本げ記属保四本るを に、、別ると記。た
か証すめから五書管、か財超於質本送朝を鍔る者
らをとられ G 類は〇ら産えけ偏指す鮮認十は
引有とれ出、項 3 毒〇持はなるそ令る人め六、
揚すかて国も に に ら〇出連い個の にと、ら項
げる出いすし指記引ボす合職人他よと合れ に日
る物来るるく示載揚ンと国業的法つか清るよ本
朝合る通外はさる者ドと疲用業律て認人物つへ
鮮 に。り国前れれ個をが高具務上停め、のて持
人はな日人記たた人超出司四 に の に ら疏外、込
及来お本は第上外のえ来令、使拘禁れ球、日んだ
び弗又へ前三う国賓る る節〇用東止る人日本一
琥及連入記項な通任財。の〇せかさ。、本へ切
球び合国第 に個貸 に産　承〇らなれ　中か出
人又国の三達人は於の　認ボれくた　国ら入の
は は最際項くあ、て保　をンた、以　人本日品
前持高引 B 交て日な譲　得ド重且外　は国す物
記出司渡及談領本すの　たを量商の　左へる左
第す令しびも收へもた　拠超四売家　記引外を持
四と部た第で証入のめ　合え、上庭　物揚日出
項との外五きと国との　に る〇も用　件げ人す
に が待国項る引すす処　の重〇し品　をるがと
逝出定貸 G。かるる慣　み量〇く　本資携と
き来額帯 に　え者。並　之をボは　国落帯か
出る持をよ　に か　び　を有ン日　あをす出
日。出もつ　取ら　に　日すド本　て有る来

する港に於て取上げられた日銀券と引換に渡された日本政府発行の流通受領証を携帶することが出来る。

附屬書類三

日本への入国者から取上げる貨幣

国名	貨幣名	国名	貨幣名
アルゼンチン	ペソ	コスタリカ	コロン
オーストラリヤ	ポンド	キューバ	ペソ
オーストリヤ	シルリング	チェツコスロバキヤ	クローナ
ベルギー	フラン	デンマーク	クローネ
ボリビヤ	ボリビヤーノ	ドミニカ共和国	ペソ
ブラジル	クルゼイロ	エクワドル	スークレ
英領東アフリカ	ポンド	エジプト	ポンド
英領北ボルネオ	ドル	エヤルバドル	コロン
ブルガリヤ	レヴ	エチオピヤ	モドル
ビルマ	ルピー	エストニヤ	クルーン
カナダ	ドル	フィンランド	マルカ
セイロン	ルピー	フランス	フラン
チリー	ペソ	仏領印度支那	ピアストル
中華民国	円	ギリシヤ	ドラクマ
コロンビヤ	ペソ	ガテマラ	クウェツアル
香港	弗	パラグアイ	ガラニー
ホンゲユラス	レンピラ	ペルー	ソル
ハンガリー	フォリント	フィリッピン	ペソ
アイスランド	クローナ	ポーランド	ズロテイ

印度	ルピー	ポルトガル領東アフリカ	エスクード
イラク	ディナール	ポルトガル	エスクード
ドイツ（西部）	ドイツマルク	ルーマニヤ	リユー
アルイランド	ポンド	サラワク	ドル
イラン	リアル	スペイン	ペセタ
朝鮮	円（ウアン）	スエーデン	クローナ
レバノン	ポンド	スイス	フラン
ルクセンブルグ	フラン	シリヤ	ポンド
海峡植民地	弗	シャム	バーツ
メキシコ	ペソ	トルコ	リラ
オランダ	ギルダー	南阿連邦	ポンド
蘭領東仏印度	ギルダー	合衆国	ドル
ニカラガ	コルドバ	英連邦	ポンド
ニューカレドニヤ	フラン	ソビエット	ルーブル
ニュージランド	ポンド	ヴェネゼラ	ボリビヤ
ノールウエー	クローネ	ユーゴスラビヤ	ダイナ
パナマ	バルボア		
ウルグワイ	ペソ		
ビルマ、ルービー表示	連合軍々票		
ドイツマルク表示	〃		
米国軍票			
ソ連軍票			

附属書類四

日本国内に持ち込むことが許される軍用書類

一　軍人に関する左記軍政上の書類を海外から引揚げる元日本国軍人が持ち込むことを認める。

A、兵役記録、進給、ほう賞、叙勲、給與に関する資料及び軍人軍属の最後の記録、復員書類を完備するに必要な他の公文書、人事に関する軍政法規はこの認可中に含まれる。

B、編制及び装備表、兵力報告、軍令軍政の指令の改正、

C、衛生法規、病院記録、患者の報告、

D、軍法会議調書、逮捕監禁の記録及び訴訟継続中の事件の関係書類

E、軍需品記録、予算、受領証、純粋な軍事勘定の支出並び決算、

F、復員引揚規則、

G、各地における日本人の人口調査、

H、前軍人軍属であつた死亡者に関する金銭的処理に必要な公文書、

I、行方不明者及び逃亡者の表

J、官印、

二　右の一Aから一Jまでに記載した物件は乗船及び乗船港において関係当局者の検査をうけなければならぬ。

乗船港における点検を受けると、これらの物件は出港する引揚

◎と　◎昭S鑑昭の日
S し昭一及昭Sる昭Sる昭二A昭S鑑昭の日
C 発和、び和C追和C資和七C和C出和指本
A 行二三北二A加二A金二　0二A入二令政　附
P せ十一支十P指十P に十　九十P統十に府　属
I る年〜那年I令年I 閾年　一年I制年I苑醍電
N 為十昭に十N「十Nす十　、十Nに九つ運止類
三誉二三あ一二A一一る月　三月四閾月て合覚五
、証月ゆい月五C月九件二　一十四す二排函電
八電四一て二三三八七「十　〜二　件二さ高
六に日〜発十　七日　A七　昭日　A付る十除最
閾付三行六　〇付　C日　三付　「日れ司
す覚べせ日　、覚　一付　ゆ覚　A付る令
る電〜る付　二覚　一電　C覚。官
件ヿ E郵覚　〇電　ゆヿ　0電　の
「北S便電　五ヿ　三電　一輸　九ヿ　左
C支S貯ヿ　〜ヿ　〜ヿ　昭煽　三出　一金　記
0那F金日　昭本　三に　三還　〜入　三、覚
九工I通本　三に　ゆ入　ゆ日　E統　八銀　電
一り、帳、　三国　一本　E制　昭、　に
、煽S に朝　ゆ軍　S に　S に　三証
七還C閾辞　〜朝　三八　ゆ発　、閾　ゆ含
一せAす、　E鮮　セが　ゆ及　S す　れ
四るPる台　S引　〜日　S す　〜び　て
E日I件湾　S湯　E本　C る　三金　い
S本N「、　、民　S に　A追　P加　E醜　る
S軍三A閾東　F に　S 携、帯　I 指　N令　S 証　指
F に四C東　I 閾　I、す　F す　「　、の　示
I 対八0州　I、す　一「　は

特各右しら当の船
権地繋右れ該が に
を域一畳た電保船
廃運返類資類管清
す合のの格のすさ
る軍係厳証保るれ
も司頃繋明管。た
の令は的及を　その
で官敗点び指　の
は が繋検検命　地域
な必のを歪さ　の運
い要問う済れ　。
。と題ゆ電た　合
認とてを管　軍
めし日上理　司
た て本陸人　令
書解政港に　官
類釈府には　に
をしのお、　よ
そて保ゆ乗　つ
の は管る船　て
地な に所港　指
域ら移管に　定
に ぬ す当ゆ　さ
当。。尾い　れ
め従　にて　た
ゆつ　携異　も
く て　示え

◎昭和二十年十二月六日付覚書「支那よりの引揚日本人の携帯せる送金証書に関する件」AC二、一二一（昭二〇一二六）ESS/FI、SCAPIN三九五

◎昭和二十年十二月十三日付覚書「引揚日本人が携帯せる号補助通貨に関する件」AG一二（昭二〇一二一三）ESS/FI、SCAPIN四三一

◎昭和二十年十二月二十一日付覚書「引揚日本人の携行通貨及び金融証書に関する件」AG一二三（昭二〇一二一）ESS/FI、SCAPIN四七〇

◎昭和二十一年一月二日付覚書「輸出入統制に関する追加指令」AG、九一、七一四（昭二〇一二）ESS/FINSCAPIN五三二

◎昭和二十一年一月三日付覚書「輸出入統制に関する追加指令」AG〇九一、三一（昭二〇一二三）ESS/FISSAPIN五四〇

◎昭和二十一年一月四日付覚書「引揚日本人による日本政府国債輸入の件」AG一六八（昭二〇一四）ESS/FISCAPIN五五一

◎昭和二十一年一月十一日付覚書「日本政府の外国通貨買入に関する件」AG一二三（昭二〇一一）ESS/FISCAPIN五七七

◎昭和二十一年一月十九日付覚書「輸出統制に関する追加指令」AG。九一。三一（昭二〇一九）ESS/FISCAPIN六二二

◎昭和二十一年二月六日付覚書「引揚日本人が携行せる旅行小切手及び米国通貨の処置に関する件」AG一三〇（昭二〇一六）ESS/FI。SCAPIN七一〇

◎昭和二十一年二月八日付覚書「引揚日本人携行の通貨及び金融証書に関する件」AG一三〇（昭二〇一八）ESS/FI。SPAPIN七二一

◎昭和二十一年二月十五日付「テニアンからの引揚一般日本人所持の通貨預り証に関する件」AG一二三ESS/FI。SCAPIN七三九

◎昭和二十一年三月十日付覚書「オーストラリヤ。ニュージーランド及びその他の地域からの引揚日本人に対し発行された通貨預り証に関する件」AG一三〇（昭二〇一二〇）ESS/FI。SCAPIN七〇三IA

◎昭和二十一年三月二十七日付覚書「引揚日本人携行の通貨に関する件」AG一二三（昭二〇一二七）ESS/FISCAPIN八四四

◎昭和二十一年三月二十八日付覚書「引揚日本人携行の弗貨表示預り証の交換に関する件」AG一二三（昭二〇一八）ESS/FISCAPIN八三一IA

◎昭和二十一年三月三十日付覚書「引揚朝鮮人に対する通貨交換の

◎ 昭A関昭〜昭ド昭七昭I瘡昭／入昭一昭P件
る 和P す 和昭 和 ル 和〇和S り 和F の 和 三 和I し
件 和 す 和 昭 和 ル 和〇和S り 和F の 和 三 和I し
「 二I る 二 二 E 表 二〇二〇 通 二I 没 二〇二N A
A 十N 件 十 〜 十S 示 十五 十A 貸 十S 收 十 ） 十八G
G 一 一 「 一 〜 一S 受 一 ） 一P に 一C 賓 一 昭 一五O
O 年〇A 年 一 年 ／ 領 年 昭 年I 関 年A 金 年 二 年四九
一 六 三G 六 三 六F 証 五 二 五N す 四P に 四 〜 三I 一
四 月 四O 月 〜 月I の 月 〜 月 九 る 月I 関 月 三 月A 。 三
三 二 一 二 E 十S 交 十 三 七〇 件 二N す 二 三 三 一
三 十 四 十S 三C 換 九 七 日 八 「 十 一 る 十 一 十 一
） 八 三 二S 日A に 日 〜 付 A 九〇 件 日 （ 一 〇
昭 日 三 日 ／ 付P 関 付G 覚 G 日 三 「 付E 日 ）
二 付F 覚I す 覚C 書 一 付 九 A 覚S 付 昭
〜 覚 昭 覚I 書N る 書S 別 二 覚I G 書S 覚 〜
書 二 書S 「 一 件 」 C 紙 三 書A 一 」 ／ 書 三
二 」 〜 」 C 引 二 」 引A 六 ） 」 ニ ク F 」 三
六 カ A 揚 八A 揚P 」 昭 朝 三 サ I 通 貨 三
八 支 ニ ナ P 捕 四G 日I 復 三 鮮 ） イ ○
〜 障 ニ タ I 廢 I 一 本N 員 〜 よ 昭 エ 働 （
E 佐 ニ タ I 廢 I 一 本N 員 四 り 一 局 定 E
S き よ N の A 二 八 九 に 二 か 二 S
S 国 E り 一 收 三 捕 二 関 の 四 ら 資 の S
／ 民 S の 四 入 七 廢 七 す ） に ） 揚 ） の 金 S
F の S 引 六 「 ） に ろ 揚 の 引 ／
I 引 ／ 揚 二 A 昭 よ 件 E 日 ） 解 F
S 揚 F 日 I G 三 る 「 S 本 揚 除 I
C に I 本 N 二 〜 C A 三 S 入 E 者 の S
A 関 S 入 四 三 N G ／ の S 日 件 C
P す C に 八 一 C 三 F 持 S 本 「 A

◎ ◎ ◎ ◎
P 関 昭 〜 い 昭 C に 昭 I
I す 和 昭 て 和 A 関 和 N
N る 二 二 提 二 P す 二 一
一 件 十 二 出 十 I る 十 五
九 「 三 一 せ 二 N 件 一 九
〇 A 年 〜 る 年 一 「 年 六
六 G 六 〜 通 十 一 A 八 I
O 月 〜 貨 一 三 G 月 A
一 九 C 及 月 五 O 十
四 日 P び 六 一 五
三 付 C 金 日 四 日
三 覚 ／ 融 付 三 付
〜 書 G 証 覚 三 覚
昭 ） P 書 書 ） 書
二 米 S の 」 昭 」
三 国 C 集 引 二 日
〜 よ A 中 揚 〜 本
ル り P に 邦 〜 八
〜 の I 関 八 一 引
C 個 N す が 三 揚
P 八 一 る 日 〜 者
C 引 八 件 本 E の
／ 揚 二 「 の S 郵
C 者 一 A 上 S 便
G の G 陸 ／ 年
S 処 一 港 F 金
C 置 三 に I 証
A に 一 お S 書

附属書類六

日本に入国し又は日本を出国する個人の申告書（正副二通インク又はタイプライターにて記入すること）

の市民なる　　は写添付の

に示されて居る如く日本を（出国）（入国）する許可を得たる上　日に又は頃（　船にて）（飛行機にて）（に到着）（より出発）のために、日本（に持込まれ）（より持出され）る個人財産の申告書をこゝに作成します。

※この表中に記載のものは個人財産、家財、職業用具あるいは商売上その他の商品より成立つており、且つ実に下記の見本及びその他の商品は価格五〇〇ドルを超えないものであることを証明する（注一参照）

日付　　日本入国者氏名署名

※本表中に記載のものは私が日本へ持込み又は私の日本滞在中私の個人的使用のために入手した個人財産、家財、職業用具又は商売上の道具、正当な贈物、見本品その他の商品より成立つている。

更に私は下記の日本で入手した見本及びその他の品目は価格五〇〇ドルを超えないものであることを証明する（注二参照）

日付　　日本出国者氏名署名

※一方削除の事

注一、事業を行うために日本に入国することを許可された個人のみが見本又はその他の商品を持込む事を許可される。

注二、連合軍司令官がこれ等商品を日本から持出す事について與えた許可は、斯る品目が目的地の国における申告又は関税から除外されるものとの意に解されるべきではない。

第　　第　　第二　(6)
携　　二　　ま行八申輸　昭
的十三　　臣上と　　ま行八申輸二　　和二
帯を七　受証しるい　　はげい朝でと條告入條　　
品も條十けはを琉範琉左ら鮮、し　し し　」
、つ　万る、受球囲球のれ〜又本て大、、占財十
引て昭円を本領預で人通を〜は人個蔵通又領産十
越本和をあ人証託、のり本引北名別大関は軍及四
荷邦二と本かと金ニ本処邦場緯儀保臣し本貨び年
物か十え邦琉引勘ニ邦理通げ三で管はを邦物貨六
、ら年るか球換定ー通す貨る十保証、けか又物月
蔵の九本ら軍えにヨ貨る〜朝度管と税れらはの三
業出月邦出政に対ーにも旧鮮以又引関は輸占輸日
用国二通国府日しクつの本人南は換にを出領出
具を日貨すに本て・いと邦又の保え引らす軍入政
及許以にる提銀本ナてす通は南護にきなるにの令
び可前つ際示行邦シはる貨琉西預連上いす属取第
本さかい携しとにョー。を球諧り合げ。べす締百
邦れらて帯てしおナ家　　含人島さ国ら　てるに九
内を本はす同ていル族　　むかーせ最れ　の者関十
又外邦第る時保てシに　　ーら口る高た　財のす九
は国に一と通管支テつ　　に提のも司本　産財る号
本人居項と貨さ拂銀き　　つ出島の令邦　又産政
邦は住のををせら行十　　いさをと官通　貨を令
外、し規認もるべ東万　　てれ含すの貨　物除「
に金、定めつ。き京円　　は、むる指を　は　
ま融永にらてと旨支を　　、又以。示　、、拔
け証住よれ支のを店と　　大は下　が日　税本粹
る書のるる拂受記にえ　　蔵引琉　ある本　関邦
金、目。。を領載あな　　大き球　る銀　に〜

第　　2　　第　　2
3　　の　　い又人十に　　の鐵
は定　　前重は又人供　前授上
保に第許前重は又人供　前項興又
管よ一可項量個は條　せ　の証は
さる項をの四人琉　　の証は携書財
れ許の受職千的球本ら携書財
る可職け業ぶ業人邦れ帯若産
も業な用ン務はか、品し上
の得用け具ぶに、ら且、くの
とら具れてを使前引つ引は取
すれては重と用條揚通越指引
るな重輸量えしにげ常荷図の
。い量出四な、規る必物書た
も四し千い且定資要及をめ
の千てぶ職つす格とび輸の
はぶはン業、るを認職出委
、ンなド用質財有め業す任
本ドらを具権産すら用る状
人をなとをそのるれ具と、
のといえ輸の外中るはと代
責え。る出他、国も、が理
任、もす法本人の本で権
に且　のる律邦、に人き証
ふつ　はと上に台限のる書
い、、とのお湾る個。又は
て前　主務で束て、的そ
処項　大きが商朝　使の
置の　臣る。な業鮮　用他
又規

(7) 外国為替及び外国貿易管理法　抜粋

（昭和二十四年十二月一日 法律第二二八号）

第一章 総則

（定義）

第六條 この法律又はこの法律に基く命令の適用を斉一にするため、左に掲げる用語は、左の定義に従うものとする。

一 「本邦」とは本州、北海道、四国、九州及び命令で定めるその附属の島をいう。

二 「外国」とは本邦以外の地域をいう。

五 「居住者」とは本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは居住者以外の自然人及び法人をいう。

第五章 制限及び禁止

第一節 支拂の制限及び禁止

（支拂の制限及び禁止）

第二十七條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も本邦において左に掲げる行為をしてはならない。

一 外国へ向けた支拂

二 非居住者に対する支拂又は非居住者からの支拂の受領

三 非居住者のためにする居住者に対する支拂又は当該支拂の受領

四 非居住者との勘定の貸記又は借記

2 前項第二号から第四号までの規定は左に掲げる行為については適用しない。

一 非居住者の本邦における滞在に伴う生活費又は通常の物品若しくは役務の購入等の費用を支弁するための本邦通貨による支拂

三 非居住者の本邦において認められた内国事業を遂行するための本邦通貨による支拂

第二十八條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も外国にある者に対する支拂若しくは利益の提供、又は外国にある財産の取得の代償として又はこれらに関連して本邦において居住者に対して又は居住者のために支拂をしてはならない。居住者が外国においてこれらの行為をする場合も同様とする。

第二十九條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も外国にある財産の譲渡の代償として又はこれに関連して、本邦において居住者から又は居住者のために支拂を受けてはならない。居住者が外国においてこれらの行為でする場合も同様とする。

第二節 債権

（債権に関する制限及び禁止）

第三十條　政令で定める場合を除いては、何人も、左に掲げる債權の発生、変更、弁済、消滅、直接又は間接の移転その他の処分の当事者となつてはならない。

一　非居住者間の外貨債權

二　居住者と非居住者間の債權

三　第四節　不動産

第三十六條　大蔵省令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある不動産又はこれに関する權利を取得してはならない。

第三十七條　大蔵省令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある自己の不動産を処分し又はこれに関する權利を放棄し若しくは他に提供してはならない。

（本邦内にある不動産）

第三十八條　政令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある自己の不動産を処分し、又は他に提供してはならない。

（本邦内にある不動産）

第三十九條　政令で定める場合を除いては、居住者は、他の非居住者から本邦内にある不動産又はこれに関する權利を取得してはならない。

第四十條　政令で定める場合を除いては、非居住者は、本邦内にある不動産を処分し、又はこれに関する權利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

第五節　その他

（役務）

第四十二條　政令で定める場合を除いては、何人も、この法律の適用を受ける支拂、決済その他の取引を伴う役務に関する契約をしてはならない。

第四十三條　政令で定める場合を除いては、居住者は、この法律の規定に従つて相当の対価の支拂を受けないで非居住者に役務を提供してはならない。

第四十四條　前二條の規定の適用を受ける者は、政令で定めるところにより、主務の政府機関の事前の承認を受け、又は当該政府機関に対して相当の対価の支拂を受けることを立証する義務を課せられることがある。

（支拂手段等の輸出入）

第四十五條　政令で定める場合を除いては、何人も、支拂手段、貴金属証券又は債權を化体する書類を輸出し又は輸入してはな

らない。

第四十六條　前條に基く政令においては、本国に入国し、又は本国から出国する者に対する同條の規定の適用の方法及び程度を定めなければならない。

(8)輸出貿易管理令

昭和二十四年十二月一日
政令第三百七十八号

内閣は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二二八号）第二十六條、第四十八條、第四十九條、第六十七條、第六十九條及び附則第四項の規定に基き、並びに同法の規定を実施するため、この政令を制定する。

（輸出の承認）

第一條　貨物を輸出しようとする者は、左の各号の一に該当するときは、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業大臣の書面による承認を受けなければならない。

一、別表第一に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

二、委託加工貿易契約又は当該輸出についてこれを対応する輸入により求償する契約によつて貨物を輸出しようとするとき。

三、外国為替管理委員会規則で定める代金の決済方法（以下「標準決済方法」という。）によらないで貨物を輸出しようとするとき。

2　通商産業大臣は、前項第三号の規定による承認をするには、あらかじめ、外国為替管理委員会の同意を得なければならない。

3　略

4　略

5　略

（契約の許可）

第二條（支拂方法の証明）

第三條　輸出しようとする者は、通商産業省令で定める手続に従い、外国為替銀行に総理府令、大蔵省令、通商産業省令で定める様式による輸出申告書及び左の各号の一に該当する場合において、それぞれ各号に定める書類を提出しなければならない。

一　当該貨物の代金の決済が標準決済方法によつて行われるときは、それを証するに足る書類。

二　当該貨物の代金の決済が第一條第一項第三号の承認を受けた方法によつて行われるときは、それを証するに足る書類。

三　当該貨物の輸出が第一條第一項第一号又は第二号の承認を受けることを要するときは、その承認を受けたことを証する書類。

2　外国為替銀行は、前項の書類の提出を受けた場合において、その書類の証明力が十分であると認めるときは、その書類に確認をすることができる。

（特例）

第四條　前三條の規定は、左に掲げる場合には、適用しない。但し、別表第一第三十二号から第三十九号までに掲げる貨物については、この限りでない。

一　別表第二に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

二　別表第三上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとするとき。

以下省略。

別表第一 略

別表第二

一、総価額五千円以下の貨物（当該貨物の代金の決済が標準決済方法により行われる場合に限る。）

二、総価額十八万円以下の無償の商品見本（商品の注文をとるためとすることを目的とするに、又は再生産の試品として使用することに限る。）

三、見本品で一商品見本、非売品一の表示を附したもの、且つ、受取人の個人的使用に供される国際郵便により送付される身廻品、家庭用品、職業用具若しくは商業用具を内容とする小型包装物若しくは小包郵便又はその他の方法により送付される同様の小包。

四、遺骨

別表第三

一、外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品

二、昭和二十年九月二日以後本邦へ入国した外国人及び外国に永住し、一時的に本邦へ入国した本邦人

1、携帯品
2、引越荷物
3、通常本人の職業に使用される目的を有し、且つ、必要と認められる職業用具。
4、入国の際認められた貨物及び本邦において合法的に取得した貨物（入国の際認められた貨物と相違する貨物については、合法的に取得したことを立証したものに限る。）

二、永住の目的をもつて本邦から出国する本邦人及び昭和二十年九月二日以前から本邦に居住し、永住の目的をもつて本邦から出国する外国人

1、携帯品
2、引越荷物
3、通常本人の職業に使用される目的を有し、且つ、必要と認められる職業用具。

三、本邦から引き揚げる中国人、台湾人、朝鮮人及び琉球人

1、携帯品
2、引越荷物
3、通常本人の職業に使用される目的を有し、且つ、必要と認められる職業用具。
4、本邦において商業又は個人的事務に使用し、且つ、質権その他法律上の拘束がない重量四十ポンド以内の職業用具。

四、一時的に出国する外国人及び本邦人

携帯品（自動車を除く）

五、船舶又は航空機の乗組員

本人の私用に供すると認められ

六 外交官又は連合国最高司令官が指定する者 すべての貨物

備考

一 この表において「携帯品」とは、手荷物、衣類、書籍、化粧用品、自動車（一台に限る。）身辺装飾用品その他本人の私用に供することを目的とし、且つ、必要と認められる物件をいう。

二 この表において「引越荷物」とは、本人及びその家族が住居を設定し維持するために供することを目的とし、且つ、通常必要と認められる物件をいう。

(9) 外国為替及び外国貿易管理法における附属の島に関する命令（昭和二十五年一月二十八日、大蔵省令、通産省令番一号）

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する附属の島とは、本州、北海道、四国及び九州に附属するうち、左に掲げる島以外の島をいう。

一 千島列島（ゴヨマイ諸島を含む）

二 小笠原諸島、硫黄列島、大東島諸島、沖鳥島、南鳥島及び中鳥島

三 竹の島

四 北緯三十度以南の南西諸島（ロの島を含む）

附則

この命令は、公布の日から施行する。

(10) 日本及び琉球諸島間国際郵便業務に関する覚書

連合軍最高司令官総司令部 昭和二十五年六月十三日

AG三一一.一（二十五年六月十三日）

参照

(イ) 日本政府宛覚書 AG〇九一（二十一年一月九日）GS・SC

APIN六七七（一九四六年一月二十九日）件名若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書

(ロ) 日本政府宛覚書 AG三一一（二十三年五月二十八日）CCS

SCAPIN一九〇〇（一九四八年五月二十八日）件名国際郵便業務について

二 定義

この指令について、琉球諸島とは参照一の(ハ)の規定により日本政府の行政権を離脱した琉球（南西）諸島をいう。

三 日本政府は直ちに次の規定に従つて琉球諸島と郵便を交換し、これとの郵便業務に参加しなければならない。

(イ) 書状、郵便業書、業務用書類、印刷物、盲人用点字の印刷物、商品見本及び小形包装物を含む通常郵便業務は、万国郵便連合條約規定による。

(ロ) 小包郵便業務は、地域的條件に合致するよう修正して万国郵便連合の小包約定の規定による。

(ハ) 為替業務は万国郵便連合の為替約定の規定による。この業務は業務に対する必要が決定した後、且つ外国為替の需要に応じ得る限り追つて開始する。

四 右の規定の外、郵便業務は参照一の(ロ)その他の連合軍最高司令官発日本政府あて関係覚書及び日本の法令の規定による。

五 この覚書の範囲における実施上又は定例的な郵便上の事項については、日本政府郵政省と沖縄那覇琉球郵政庁間の直接連絡を許可する。

六 この覚書の範囲内のすべての事項については、連合軍最高司令官総司令部民間通信局及びその他の局と郵政省の間の直接連絡を許可する。

(ハ) 一時旅行者の持参金に関する規定

大蔵省告示第四百九十八号

外国為替管理令（昭和二十五年政令第二百三号）第二十六條第一項の規定により同令第十九條第一項の大蔵大臣の許可を受けないで支拂手段等の輸出又は輸入をすることができる場合を次のように指定する。

昭和二十五年六月三十日

大蔵大臣　池田勇人

一 本邦から出国する居住者が一人につき二千円をこえない本邦通貨を携帯輸出する場合（当該本邦通貨は本邦外の地においては、日本船舶以外の場所で支拂に充てることはできないものとする）

二 本邦に帰国する引揚者が左に掲げる証券又は債権を化体する書類を携帯輸入する場合

(一) 外国において日本政府が発行した郵便貯金通帳（もと日本の野戦郵便局又は海軍軍用郵便所発行の貯金通帳を含む）郵便年金証書又は簡易生命保険証書

(二) 日本政府が発行した恩給証書

(三) 本邦の保険会社の外国にある支店が発行した保険証書

(四) 本邦において発行された本邦通貨表示の公債又は本邦に支店若しくは主たる事務所を有する法人が発行した本邦通貨表示の株式社債又は債権

(五) 前各号に掲げるものの外、本邦内における債権又は本邦内に

ある財産の所有権に関する証書

(12) 永住旅行者の持参金に関する規定

大蔵省告示第四百九十六号

外国為替管理令（昭和二十五年政令第二百三号）第二十六條第一項の規定により、同令第十一條第一項の大蔵大臣の許可を受けないで支拂等ができる場合を次のように指定する。

昭和二十五年六月三日

大蔵大臣　池田勇人

一　略

二　略

三　本邦から朝鮮又は北緯三十度以南の南西諸島（口の島を含む以下「琉球」という。）へ引揚げる朝鮮人又は琉球人が、朝鮮又は琉球において大韓民国政府又は琉球軍政部から支拂を受けるため、本邦から出国の際、一家族当り十万円をこえない本邦通貨を大韓民国政府預託金勘定又は琉球預託金勘定を借記する場合、但しB号円表示軍票をもつて表示された支拂指図書は、当該琉球人を輸送した又は輸送する船舶の船長に対して日本銀行から支拂われる場合に限る。

(13) つむぎ等の輸入税を免除する法律（昭和二十五年法律第百九十二号）

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表輸入税表に掲げる物品で、この法律の別表に掲げるものの輸入税は、昭和二六十六年十二月三十一日までの輸入についてはこれを免除する。

附則

この法律は公布の日から施行する。

別表

関税定率法別表輸入税表

税番	品目	免税される物品
二九九	亜麻、苧麻、ラミー、大麻又は黄麻の織物、その交織物及びこれ等の織維との交織物四半織布、紋織布及び繻織布（別項に掲げざるもの）内その他	上布（織幅三二cmを超え四〇cmを超えない手織のもので、かすり又は縞柄のもの）
三〇三	絹織物及び別号に掲げざる絹入の織物その他甲絹製のもの	

ロその他

つむぎ（織幅三二cmを超え、四〇cmを超えない天然絹製のもので且つ、かすり染の糸を使用した手織のもの）

法律第百十号

(14) 関税定率法の一部を改正する法律（抜萃）

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則

4 南西諸島の生産に係る物品で、政令をもつて定める原産地証明書を添付するもの、輸入税は、当分の間免除する。この場合において南西諸島とは、関税定率法第十二條の規定によつて外国とみなされる北緯三十度以南の南西諸島をいう。

昭和二十六年四月三十日

政令第百二十四号

(15) 北緯三十度以南の南西諸島の生産に係る物品の原産地証明書に関する政令

内閣は、関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百十号）附則第四項の規定に基き、及び同項の規定を実施するため、この政令を制定する。

（原産地証明書の証明者及び記載事項）

第一條　関税定率法の一部を改正する法律附則第四項に規定する南西諸島の生産に係る物品の原産地証明書（以下「証明書」という。）は琉球貿易庁総裁の証明した証明書とする。

2 前項の証明書は、物品の記号、番号、品名、数量、価格、包

裝の個数、生産地及び仕入地を記載したものでなければならない。

（原産地証明書の有効期間）

第二條　証明書は、当該証明書に記載された物品の輸入申告の日において、その発行の日から三月を経過しないものでなければならない。

（原産地証明書の提出）

第三條　証明書は、当該証明書に記載された物品の輸入申告に際し、税関長に提出しなければならない。

附則

この政令は、昭和二十六年五月一日から施行する。

大蔵大臣　池田勇人

内閣総理大臣　吉田茂